

愛知県地域防災計画(風水害等災害対策計画)

新旧対照表(案)

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成22年5月修正）	改正案	改正理由				
4	第1編 総則 第2章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱 1 県 <table border="1"> <tr> <td>県</td> <td>(新規)</td> </tr> </table>	県	(新規)	第1編 総則 第2章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱 1 県 <table border="1"> <tr> <td>県</td> <td>(23) 県が管理する河川及び海岸について、洪水予報、水防警報、水位情報の周知、排水調整を行う。</td> </tr> </table>	県	(23) 県が管理する河川及び海岸について、洪水予報、水防警報、水位情報の周知、排水調整を行う。	対策の整理
県	(新規)						
県	(23) 県が管理する河川及び海岸について、洪水予報、水防警報、水位情報の周知、排水調整を行う。						
6	3 指定地方行政機関 <table border="1"> <tr> <td>東海農政局</td> <td>(10) 米穀の応急食料を調達・供給する。 (11) (略) (12) (略)</td> </tr> </table>	東海農政局	(10) 米穀の応急食料を調達・供給する。 (11) (略) (12) (略)	3 指定地方行政機関 <table border="1"> <tr> <td>東海農政局</td> <td>(削除) (10) (略) (11) (略)</td> </tr> </table>	東海農政局	(削除) (10) (略) (11) (略)	業務の廃止
東海農政局	(10) 米穀の応急食料を調達・供給する。 (11) (略) (12) (略)						
東海農政局	(削除) (10) (略) (11) (略)						
8	<table border="1"> <tr> <td>第四管区海上保安本部</td> <td>(7) 流出油に対し、措置義務者に除去を命ずる等必要な措置をとる。</td> </tr> </table>	第四管区海上保安本部	(7) 流出油に対し、措置義務者に除去を命ずる等必要な措置をとる。	<table border="1"> <tr> <td>第四管区海上保安本部</td> <td>(7) 排出油に対し、措置義務者に除去を命ずる等必要な措置をとる。</td> </tr> </table>	第四管区海上保安本部	(7) 排出油に対し、措置義務者に除去を命ずる等必要な措置をとる。	用語の整理
第四管区海上保安本部	(7) 流出油に対し、措置義務者に除去を命ずる等必要な措置をとる。						
第四管区海上保安本部	(7) 排出油に対し、措置義務者に除去を命ずる等必要な措置をとる。						
10	<table border="1"> <tr> <td>中部地方整備局</td> <td>(3) 応急復旧 キ 海上の流出油災害に対し、除去等必要な措置を講ずる。</td> </tr> </table>	中部地方整備局	(3) 応急復旧 キ 海上の流出油災害に対し、除去等必要な措置を講ずる。	<table border="1"> <tr> <td>中部地方整備局</td> <td>(3) 応急復旧 キ 海上の排出油災害に対し、除去等必要な措置を講ずる。</td> </tr> </table>	中部地方整備局	(3) 応急復旧 キ 海上の排出油災害に対し、除去等必要な措置を講ずる。	用語の整理
中部地方整備局	(3) 応急復旧 キ 海上の流出油災害に対し、除去等必要な措置を講ずる。						
中部地方整備局	(3) 応急復旧 キ 海上の排出油災害に対し、除去等必要な措置を講ずる。						
13	5 指定公共機関 <table border="1"> <tr> <td>KDDI株式会社</td> <td>(1) 災害対策本部を設置し、直ちに地震防災応急対策を行う。</td> </tr> </table>	KDDI株式会社	(1) 災害対策本部を設置し、直ちに地震防災応急対策を行う。	5 指定公共機関 <table border="1"> <tr> <td>KDDI株式会社</td> <td>(1) 災害対策本部を設置し、直ちに災害応急対策を行う。</td> </tr> </table>	KDDI株式会社	(1) 災害対策本部を設置し、直ちに災害応急対策を行う。	用語の整理
KDDI株式会社	(1) 災害対策本部を設置し、直ちに地震防災応急対策を行う。						
KDDI株式会社	(1) 災害対策本部を設置し、直ちに災害応急対策を行う。						
	6 指定地方公共機関 <table border="1"> <tr> <td>各鉄道事業者</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	各鉄道事業者	(略)	6 指定地方公共機関 <table border="1"> <tr> <td>各鉄道事業者</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	各鉄道事業者	(略)	用語の整理
各鉄道事業者	(略)						
各鉄道事業者	(略)						
17	第2編 災害予防 第1章 防災協働社会の形成推進 第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携 2 県（防災局、関係部局）における措置 (2) 県は、市町村等が実施する自主防災組織、消防団、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士の顔の見える密接な関係構築（ネットワーク化）への取り組みに対し、必要な支援を行うものとする。	第2編 災害予防 第1章 防災協働社会の形成推進 第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携 2 県（防災局、関係部局）における措置 (2) 県は、市町村等が実施する自主防災組織、消防団、 <u>婦人消防クラブ</u> 、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士の顔の見える密接な関係構築（ネットワーク化）への取り組みに対し、必要な支援を行うも	活動主体の明記				

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 22 年 5 月修正）	改正案	改正理由						
17	<p>3 市町村における措置</p> <p>市町村は、自主防災組織が消防団、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。</p> <p>5 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進</p> <p>(1) 防災リーダーの養成</p> <p>地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行える災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーを養成する。</p>	<p>のとする。</p> <p>3 市町村における措置</p> <p>市町村は、自主防災組織が消防団、<u>婦人消防クラブ</u>、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。</p> <p>5 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進</p> <p>(1) 防災リーダーの養成</p> <p><u>県及び市町村等は、</u>地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行える災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーの養成に努めるものとする。</p>	<p>活動主体の明記</p>						
21	<p>第 2 章 水害予防対策</p> <p>第 2 節 災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策</p> <p>1 県（農林水産部、建設部）及び市町村における措置</p> <p>第 4 節 河川防災対策</p> <p>1 中部地方整備局、県（建設部）及び市町村における措置</p>	<p>第 2 章 水害予防対策</p> <p>第 2 節 災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策</p> <p>1 県（農林水産部、建設部、<u>健康福祉部</u>）及び市町村における措置</p> <p>第 4 節 河川防災対策</p> <p>1 中部地方整備局、県（建設部）及び市町村における措置</p>	<p>実施主体の追加</p>						
23	<p>(1) 河川維持修繕</p> <p>平常から河川を巡視して河川施設の状況を把握し、<u>異常を認めるときは直ちに補修するとともに、その原因を究明し、洪水に際して被害を最小限度に止めるよう堤防の維持、補修、護岸、水制、根固工の修繕、堆積土砂の除去等を実施する。</u></p>	<p>(1) 河川維持修繕</p> <p>平常から河川を巡視して河川施設の状況を把握し、<u>必要に応じ対策を実施するとともに、洪水に際して被害を最小限度に止めるよう堤防の維持・補修、護岸、水制、根固工の修繕、堆積土砂の除去等を進める。</u></p>	<p>対策の整理</p>						
26	<p>第 3 章 事故・火災等予防対策</p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <tr> <td>第 2 節 航空災害対策</td> <td>愛知県名古屋空港事務所</td> <td> <p>2(1) <u>消火薬剤等の整備及び総合消防訓練の実施</u></p> <p>2(2) <u>社団法人愛知県医師会との連携による消</u></p> </td> </tr> </table>	第 2 節 航空災害対策	愛知県名古屋空港事務所	<p>2(1) <u>消火薬剤等の整備及び総合消防訓練の実施</u></p> <p>2(2) <u>社団法人愛知県医師会との連携による消</u></p>	<p>第 3 章 事故・火災等予防対策</p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <tr> <td>第 2 節 航空災害対策</td> <td>愛知県名古屋空港事務所</td> <td> <p>2(1) <u>名古屋飛行場緊急計画連絡協議会構成機関との連携による総合訓練の実施</u></p> <p>2(2) <u>消防活動の用に供する施設等の整備及び地元 3 市・広域事務組合との連携による消防救難訓練の実施</u></p> <p>2(3) <u>社団法人愛知県医師会及び日本赤十字社</u></p> </td> </tr> </table>	第 2 節 航空災害対策	愛知県名古屋空港事務所	<p>2(1) <u>名古屋飛行場緊急計画連絡協議会構成機関との連携による総合訓練の実施</u></p> <p>2(2) <u>消防活動の用に供する施設等の整備及び地元 3 市・広域事務組合との連携による消防救難訓練の実施</u></p> <p>2(3) <u>社団法人愛知県医師会及び日本赤十字社</u></p>	<p>対策の整理</p>
第 2 節 航空災害対策	愛知県名古屋空港事務所	<p>2(1) <u>消火薬剤等の整備及び総合消防訓練の実施</u></p> <p>2(2) <u>社団法人愛知県医師会との連携による消</u></p>							
第 2 節 航空災害対策	愛知県名古屋空港事務所	<p>2(1) <u>名古屋飛行場緊急計画連絡協議会構成機関との連携による総合訓練の実施</u></p> <p>2(2) <u>消防活動の用に供する施設等の整備及び地元 3 市・広域事務組合との連携による消防救難訓練の実施</u></p> <p>2(3) <u>社団法人愛知県医師会及び日本赤十字社</u></p>							

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 22 年 5 月修正）			改 正 案			改正理由
28			火救難訓練の実施 2(3) 空港防災対策の実施			愛知県支部との連携による消火救難訓練の実施 2(4) 空港防災対策の実施	表記の整理
	第 7 節 高 圧 ガ ス 保 安 対 策	中部近畿 産業保安 監督部、 県	1(1) 保安思想の啓発 1(2) 規制強化 1(3) 自主保安体制の整備	第 7 節 高 圧 ガ ス 保 安 対 策	中部近畿 産業保安 監督部、 県	1(1) 保安思想の啓発 1(2) 規制の強化 1(3) 自主保安体制の整備	
29	第 1 節 海上災害対策 1 第四管区海上保安本部における措置 (5) 訓練の実施 大規模海難や危険物等の大量流出を想定し、関係各機関と連携したよ り実践的な訓練を実施し、防災体制の強化を図る。			第 1 節 海上災害対策 1 第四管区海上保安本部における措置 (5) 訓練の実施 大規模海難や危険物等の大量排出を想定し、関係各機関と連携したよ り実践的な訓練を実施し、防災体制の強化を図る。			用語の整理
	30	2 県（農林水産部、建設部、防災局）における措置 (2) 関係各機関との連携 大規模海難や危険物等の大量流出を想定し、関係各機関と連携して防 災体制の強化を図る。			2 県（農林水産部、建設部、防災局）における措置 (2) 関係各機関との連携 大規模海難や危険物等の大量排出を想定し、関係各機関と連携して防 災体制の強化を図る。		
31		4 市町村（消防機関）における措置 (2) 防災体制の強化 大規模海難や危険物等の大量流出を想定し、関係機関と連携して防災 体制の強化を図る。			4 市町村（消防機関）における措置 (2) 防災体制の強化 大規模海難や危険物等の大量排出を想定し、関係機関と連携して防災 体制の強化を図る。		
	第 2 節 航空災害対策 2 愛知県名古屋空港事務所における措置			第 2 節 航空災害対策 2 愛知県名古屋空港事務所における措置			
	(1) 消火薬剤等の整備及び総合消防訓練の実施 「愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協 定」に基づき、 <u>消火薬剤等の資機材</u> の整備に努めるとともに、 <u>関係機関</u>			(1) <u>名古屋飛行場緊急計画連絡協議会構成機関との連携による総合訓練の 実施</u> 「愛知県名古屋飛行場緊急計画（消火救難、救急医療活動）」に基づ き、 <u>名古屋飛行場緊急計画連絡協議会の構成機関と連携し、定期的に部 分訓練及び総合訓練を実施する。</u>			対策の整理
	(1) <u>消火薬剤等の整備及び総合消防訓練の実施</u> 「愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協 定」に基づき、 <u>消火薬剤等の資機材</u> の整備に努めるとともに、 <u>関係機関</u>			(2) <u>消防活動の用に供する施設等の整備及び地元 3 市・広域事務組合との 連携による消火救難訓練の実施</u> 「愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協 定」に基づき、 <u>消防活動の用に供する施設等の整備</u> に努めるとともに、			対策の整理

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 22 年 5 月修正）	改正案	改正理由						
	<p>（西春日井広域事務組合、小牧市、春日井市及び名古屋市）と連携し、毎年 1 回総合消防訓練を実施する。</p> <p>(2) 社団法人愛知県医師会との連携による消火救難訓練の実施</p> <p>「災害時の医療救護に関する協定書」に基づき、医薬品及び医療資機材の整備に努めるとともに、社団法人愛知県医師会と連携し、消火救難訓練の実施に努める。</p>	<p>地元 3 市及び西春日井広域事務組合と連携し、定期的に消火救難訓練を実施する。</p> <p>(3) 社団法人愛知県医師会及び社団法人日本赤十字社愛知県支部との連携による消火救難訓練の実施</p> <p>「災害時の医療救護に関する協定書」、「愛知県名古屋飛行場及びその周辺における航空機事故に対する応急救護活動に関する協定」に基づき、医薬品及び医療資機材の整備に努めるとともに、社団法人愛知県医師会及び社団法人日本赤十字社愛知県支部と連携し、消火救難訓練を実施する。</p>	<p>対策の整理</p>						
35	<p>(3) 空港防災対策の実施 （略）</p> <p>第 7 節 高圧ガス保安対策</p> <p>1 中部近畿産業保安監督部及び県（防災局）における措置</p> <p>(2) 規制強化</p> <p>ア 製造施設、貯蔵所又は消費場所等の保安検査及び立入検査強化</p>	<p>(4) 空港防災対策の実施 （略）</p> <p>第 7 節 高圧ガス保安対策</p> <p>1 中部近畿産業保安監督部及び県（防災局）における措置</p> <p>(2) 規制の強化</p> <p>ア 製造施設、貯蔵所又は消費場所等の保安検査及び立入検査の強化</p>	<p>表記の整理</p>						
40	<p>第 4 章 建築物等の安全化 主な機関の措置</p> <table border="1"> <tr> <td>第 3 節 防災建 造物整 備対策</td> <td>県、市町 村、国立 私立各学 校等管理 者</td> <td>4(1) 文教施設の不燃堅ろう構造化の促進 4(2) 文教施設・設備等の点検及び整備 4(3) 危険物の災害予防</td> </tr> </table>	第 3 節 防災建 造物整 備対策	県、市町 村、国立 私立各学 校等管理 者	4(1) 文教施設の不燃堅ろう構造化の促進 4(2) 文教施設・設備等の点検及び整備 4(3) 危険物の災害予防	<p>第 4 章 建築物等の安全化 主な機関の措置</p> <table border="1"> <tr> <td>第 3 節 防災建 造物整 備対策</td> <td>県、市町 村、国立 私立各学 校等管理 者</td> <td>4(1) 文教施設の耐震・耐火性能の保持 4(2) 文教施設・設備等の点検及び整備 4(3) 危険物の災害予防</td> </tr> </table>	第 3 節 防災建 造物整 備対策	県、市町 村、国立 私立各学 校等管理 者	4(1) 文教施設の耐震・耐火性能の保持 4(2) 文教施設・設備等の点検及び整備 4(3) 危険物の災害予防	<p>対策の整理</p>
第 3 節 防災建 造物整 備対策	県、市町 村、国立 私立各学 校等管理 者	4(1) 文教施設の不燃堅ろう構造化の促進 4(2) 文教施設・設備等の点検及び整備 4(3) 危険物の災害予防							
第 3 節 防災建 造物整 備対策	県、市町 村、国立 私立各学 校等管理 者	4(1) 文教施設の耐震・耐火性能の保持 4(2) 文教施設・設備等の点検及び整備 4(3) 危険物の災害予防							
45	<p>第 3 節 防災建造物整備対策</p> <p>4 県（教育委員会）、市町村及び国立私立各学校等管理者における措置</p> <p>(1) 文教施設の不燃堅ろう構造化の促進</p> <p>文教施設及び設備を、災害から防護し、児童生徒等の安全を図るため、これらの建物の建築に当たっては鉄筋コンクリート造、鉄骨造等による、不燃堅ろう構造化を促進する。また校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する適切な予防措置を講ずる。</p>	<p>第 3 節 防災建造物整備対策</p> <p>4 県（教育委員会）、市町村及び国立私立各学校等管理者における措置</p> <p>(1) 文教施設の耐震・耐火性能の保持</p> <p>文教施設及び設備を、災害から防護し、児童生徒等の安全を図るため、これらの建物の耐震性能・耐火性能を保持することが必要であり、そのための改修工事等を促進する。また校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する適切な予防措置を講ずる。</p>	<p>対策の整理</p>						
46	<p>第 5 章 都市の防災化</p>	<p>第 5 章 都市の防災性の向上</p>	<p>用語の修正</p>						

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 22 年 5 月修正）	改正案	改正理由																																																				
	<p>基本方針</p> <p><u>都市地域において地域地区を定め、土地区画整理事業等による面的整備を行い合理的かつ秩序ある土地利用計画を確立するとともに道路等交通施設、公園緑地等の公共空地、下水道等の都市施設は、火災、風水害等の防災面に重点をおいて都市計画事業を推進する。</u></p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="248 454 992 1406"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 都市計画</td> <td>県、市町村、土地区画整理組合等</td> <td>1(1)土地区画整理 1(2)街路の整備 1(3)公園緑地の整備</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第2節 防災街区等整備対策</td> <td>県</td> <td>1(1)災害危険区域の指定 1(2)宅地造成等の規制</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>2 防火地域、準防火地域の指定</td> </tr> <tr> <td>県、市町村、市街地再開発組合、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公</td> <td>3(1)住宅地区改良事業 3(2)市街地再開発事業</td> </tr> <tr> <td>第3節 建築物の不燃化の促進</td> <td>県、市町村</td> <td>(1)建築物の防火規制 (2)建築物の火災耐力等増強策の促進</td> </tr> <tr> <td>第4節 防災空間の整備拡大</td> <td>県、市町村</td> <td>(1)防災対策に資する公園緑地の配置計画 (2)特別緑地保全地区等の指定 (3)都市公園の整備</td> </tr> <tr> <td>第5節 都市排水対策</td> <td>市町村</td> <td>1(1)公共下水道事業 1(2)都市下水道事業</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第6節 地下空間の浸水対策</td> <td>地下空間の所有者・管理者・占有者、県、市町村</td> <td>1(1)地下空間の実態調査の実施 1(2)地下空間での豪雨及び洪水に対する危険性の事前の周知、啓発</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>2(1)浸水被害実績の公表 2(2)浸水予測区域の公表 2(3)浸水想定区域内の施設等の公表 2(4)洪水時の地下空間の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達</td> </tr> <tr> <td>地下空間の管理者、市町村</td> <td>3(1)避難体制の確立 3(2)計画の報告 3(3)計画の公表 3(4)各組織の連携方策の整備 3(5)訓練の実施</td> </tr> <tr> <td>県、市町村</td> <td>4(1)浸水防止施設設置の促進 4(2)浸水対策事業の集中的実施</td> </tr> </tbody> </table> <p>(現行の文章は 44 ページのとおり)</p>	区分	機関名	主な措置	第1節 都市計画	県、市町村、土地区画整理組合等	1(1)土地区画整理 1(2)街路の整備 1(3)公園緑地の整備	第2節 防災街区等整備対策	県	1(1)災害危険区域の指定 1(2)宅地造成等の規制	市町村	2 防火地域、準防火地域の指定	県、市町村、市街地再開発組合、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公	3(1)住宅地区改良事業 3(2)市街地再開発事業	第3節 建築物の不燃化の促進	県、市町村	(1)建築物の防火規制 (2)建築物の火災耐力等増強策の促進	第4節 防災空間の整備拡大	県、市町村	(1)防災対策に資する公園緑地の配置計画 (2)特別緑地保全地区等の指定 (3)都市公園の整備	第5節 都市排水対策	市町村	1(1)公共下水道事業 1(2)都市下水道事業	第6節 地下空間の浸水対策	地下空間の所有者・管理者・占有者、県、市町村	1(1)地下空間の実態調査の実施 1(2)地下空間での豪雨及び洪水に対する危険性の事前の周知、啓発	市町村	2(1)浸水被害実績の公表 2(2)浸水予測区域の公表 2(3)浸水想定区域内の施設等の公表 2(4)洪水時の地下空間の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達	地下空間の管理者、市町村	3(1)避難体制の確立 3(2)計画の報告 3(3)計画の公表 3(4)各組織の連携方策の整備 3(5)訓練の実施	県、市町村	4(1)浸水防止施設設置の促進 4(2)浸水対策事業の集中的実施	<p>基本方針</p> <p><u>都市計画のマスタープラン等に基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を促進する。</u></p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1115 454 1872 1406"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 マスタープラン等の策定</td> <td>県、市町村</td> <td>(1)都市計画のマスタープランの策定 (2)防災街区整備方針の策定</td> </tr> <tr> <td>第2節 防災上重要な都市施設の整備</td> <td>県、市町村</td> <td>(1)都市における道路の整備 (2)都市における公園等の整備</td> </tr> <tr> <td>第3節 建築物の不燃化の促進</td> <td>県、市町村</td> <td>(1)防火・準防火地域の指定 (2)建築物の不燃対策</td> </tr> <tr> <td>第4節 市街地の面的な整備・改善</td> <td>県、市町村、土地区画整理組合等</td> <td>(1)市街地開発事業等の推進 (2)災害対策等に関する土地利用規制</td> </tr> <tr> <td>第5節 都市排水対策</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第6節 地下空間の浸水対策</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">修正なし</p> <p>(改正案の文章は 46 ページのとおり)</p>	区分	機関名	主な措置	第1節 マスタープラン等の策定	県、市町村	(1)都市計画のマスタープランの策定 (2)防災街区整備方針の策定	第2節 防災上重要な都市施設の整備	県、市町村	(1)都市における道路の整備 (2)都市における公園等の整備	第3節 建築物の不燃化の促進	県、市町村	(1)防火・準防火地域の指定 (2)建築物の不燃対策	第4節 市街地の面的な整備・改善	県、市町村、土地区画整理組合等	(1)市街地開発事業等の推進 (2)災害対策等に関する土地利用規制	第5節 都市排水対策			第6節 地下空間の浸水対策			<p>都市計画法の構成に沿った修正</p> <p>都市計画法の構成に沿った修正 重複内容の整理</p>
区分	機関名	主な措置																																																					
第1節 都市計画	県、市町村、土地区画整理組合等	1(1)土地区画整理 1(2)街路の整備 1(3)公園緑地の整備																																																					
第2節 防災街区等整備対策	県	1(1)災害危険区域の指定 1(2)宅地造成等の規制																																																					
	市町村	2 防火地域、準防火地域の指定																																																					
	県、市町村、市街地再開発組合、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公	3(1)住宅地区改良事業 3(2)市街地再開発事業																																																					
第3節 建築物の不燃化の促進	県、市町村	(1)建築物の防火規制 (2)建築物の火災耐力等増強策の促進																																																					
第4節 防災空間の整備拡大	県、市町村	(1)防災対策に資する公園緑地の配置計画 (2)特別緑地保全地区等の指定 (3)都市公園の整備																																																					
第5節 都市排水対策	市町村	1(1)公共下水道事業 1(2)都市下水道事業																																																					
第6節 地下空間の浸水対策	地下空間の所有者・管理者・占有者、県、市町村	1(1)地下空間の実態調査の実施 1(2)地下空間での豪雨及び洪水に対する危険性の事前の周知、啓発																																																					
	市町村	2(1)浸水被害実績の公表 2(2)浸水予測区域の公表 2(3)浸水想定区域内の施設等の公表 2(4)洪水時の地下空間の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達																																																					
	地下空間の管理者、市町村	3(1)避難体制の確立 3(2)計画の報告 3(3)計画の公表 3(4)各組織の連携方策の整備 3(5)訓練の実施																																																					
	県、市町村	4(1)浸水防止施設設置の促進 4(2)浸水対策事業の集中的実施																																																					
区分	機関名	主な措置																																																					
第1節 マスタープラン等の策定	県、市町村	(1)都市計画のマスタープランの策定 (2)防災街区整備方針の策定																																																					
第2節 防災上重要な都市施設の整備	県、市町村	(1)都市における道路の整備 (2)都市における公園等の整備																																																					
第3節 建築物の不燃化の促進	県、市町村	(1)防火・準防火地域の指定 (2)建築物の不燃対策																																																					
第4節 市街地の面的な整備・改善	県、市町村、土地区画整理組合等	(1)市街地開発事業等の推進 (2)災害対策等に関する土地利用規制																																																					
第5節 都市排水対策																																																							
第6節 地下空間の浸水対策																																																							

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成22年5月修正）	改正案	改正理由
53	<p>第7章 地盤災害の予防 第2節 宅地造成の規制誘導 県（建設部）及び市町村における措置 (2) 造成宅地防災区域 県は市町村と協力して、大規模盛土造成地の変動予測調査を行い、<u>がけ崩れ等</u>による災害で相当数の居住者等に危害を生ずるものの発生のおそれ大きい造成宅地の区域を造成宅地防災区域として指定し、災害防止のための必要な規制を行う。</p>	<p>第7章 地盤災害の予防 第2節 宅地造成の規制誘導 県（建設部）及び市町村における措置 (2) 造成宅地防災区域 県は市町村と協力して、大規模盛土造成地の変動予測調査を行い、<u>降雨に起因する滑動崩落</u>により相当数の居住者等に危害を生ずるものの発生のおそれ大きい造成宅地の区域を造成宅地防災区域として指定し、災害防止のための必要な規制を行う。</p>	表記の整理
63	<p>第9章 避難者・災害時要援護者対策 第3節 避難道路の確保と交通規制計画 市町村、県警察及びその他避難措置の実施者における措置 (2) 避難道路の選定 イ <u>地盤が耐震的</u>で、地下に危険な埋設物がないこと。 エ <u>津波や浸水等の危険のない道路</u>であること。 (3) 広域避難場所及び周辺道路の交通規制 地震時における混乱を防止し、避難を容易にするため、県警察は広域避難場所及びその周辺道路における交通規制を可能な限り実施しておくものとする。</p>	<p>第9章 避難者・災害時要援護者対策 第3節 避難道路の確保と交通規制計画 市町村、県警察及びその他避難措置の実施者における措置 (2) 避難道路の選定 イ <u>地盤が堅固</u>で、地下に危険な埋設物がないこと。 エ <u>浸水等の危険のない道路</u>であること。 (3) 広域避難場所及び周辺道路の交通規制 被災時における混乱を防止し、避難を容易にするため、県警察は広域避難場所及びその周辺道路における交通規制を可能な限り実施しておくものとする。</p>	表記の整理
65	<p>第6節 災害時要援護者の安全対策 県（健康福祉部、地域振興部）、市町村及び社会福祉施設等管理者における措置 (2) 在宅者対策 ウ 応援協力体制の整備 市町村は、被災時の災害時要援護者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民、自主防災組織やボランティア組織、国及び他の地方公共団体等との<u>応援協体制</u>の確立に努めるものとする。</p>	<p>第6節 災害時要援護者の安全対策 県（健康福祉部、地域振興部、<u>防災局</u>）、市町村及び社会福祉施設等管理者における措置 (2) 在宅者対策 ウ 応援協力体制の整備 市町村は、被災時の災害時要援護者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民、自主防災組織やボランティア組織、国及び他の地方公共団体等との<u>応援協力体制</u>の確立に努めるものとする。</p>	実施主体の追加 誤記

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 22 年 5 月修正）	改 正 案	改正理由								
77	<p>第 3 編 災害応急対策</p> <p>第 1 章 活動態勢（組織の動員配備）</p> <p>第 1 節 災害対策本部の設置・運営</p> <p>1 県（防災局）における措置</p> <p>(6) 災害対策本部職員の動員 （非常配備体制）</p> <table border="1" data-bbox="197 443 1034 746"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>参集基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 2 非常配備</td> <td> 準備体制 ・小規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は小規模の災害が発生したとき 警戒体制 ・相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したとき ・震度 5 弱の地震が発生したとき ・東海地震観測情報が発表されたとき </td> </tr> </tbody> </table>	区分	参集基準	第 2 非常配備	準備体制 ・小規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は小規模の災害が発生したとき 警戒体制 ・相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したとき ・震度 5 弱の地震が発生したとき ・東海地震観測情報が発表されたとき	<p>第 3 編 災害応急対策</p> <p>第 1 章 活動態勢（組織の動員配備）</p> <p>第 1 節 災害対策本部の設置・運営</p> <p>1 県（防災局）における措置</p> <p>(6) 災害対策本部職員の動員 （非常配備体制）</p> <table border="1" data-bbox="1070 443 1908 746"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>参集基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 2 非常配備</td> <td> 準備体制 ・小規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は小規模の災害が発生したとき 警戒体制 ・相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したとき ・震度 5 弱の地震が発生したとき ・東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき </td> </tr> </tbody> </table>	区分	参集基準	第 2 非常配備	準備体制 ・小規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は小規模の災害が発生したとき 警戒体制 ・相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したとき ・震度 5 弱の地震が発生したとき ・東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき	名称の変更
区分	参集基準										
第 2 非常配備	準備体制 ・小規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は小規模の災害が発生したとき 警戒体制 ・相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したとき ・震度 5 弱の地震が発生したとき ・東海地震観測情報が発表されたとき										
区分	参集基準										
第 2 非常配備	準備体制 ・小規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は小規模の災害が発生したとき 警戒体制 ・相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したとき ・震度 5 弱の地震が発生したとき ・東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき										
83	<p>第 2 章 通信の運用</p> <p>第 1 節 通信手段の確保</p> <p>1 県（防災局、関係部局）、市町村及び防災関係機関における措置 （追加）</p>	<p>第 2 章 通信の運用</p> <p>第 1 節 通信手段の確保</p> <p>1 県（防災局、関係部局）、市町村及び防災関係機関における措置</p> <p>(9) 県防災情報システムの使用 <u>各防災関係機関は、被害状況等の報告及び把握、応援等の要請などを迅速かつ的確に行うため、県防災情報システムの効果的な使用を行う。</u></p>	対策の明記								

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 22 年 5 月修正）	改正案	改正理由
87	<p>第3章 情報の収集・伝達・広報 第1節 気象警報等の伝達 7 気象予報警報等の伝達系統 (1) 気象・水象に関する予報警報の伝達系統</p> <pre> graph LR A[名古屋地方気象台] --> B[第四管区海上保安本部] A --> C[愛知県] A --> D[NTTマーケティングアクト 大阪104センタ] A --> E[日本放送協会名古屋放送局] A --> F[報道機関] A --> G[中部地方整備局] A --> H[中部管区警察局] A --> I[防災関係機関] B --> J[名古屋海上保安部] B --> K[中部空港海上保安航空基地] J --> L[海上保安署] J --> M[船舶等] C -- "(県防災行政無線)" --> N[市町村] D --> N E -- "(放送)" --> O[住民等] F -- "(放送等)" --> O N --> O </pre>	<p>第3章 情報の収集・伝達・広報 第1節 気象警報等の伝達 7 気象予報警報等の伝達系統 (1) 気象・水象に関する予報警報の伝達系統</p> <pre> graph LR A[名古屋地方気象台] --> B[第四管区海上保安本部] A --> C[愛知県] A --> D[NTTマーケティングアクト 大阪104センタ] A --> E[日本放送協会名古屋放送局] A --> F[報道機関] A --> G[中部地方整備局] A --> H[防災関係機関] B --> I[名古屋海上保安部] B --> J[中部空港海上保安航空基地] I --> K[海上保安署] I --> L[船舶等] C -- "(県防災行政無線)" --> M[愛知県警察本部] C -- "(県防災行政無線)" --> N[市町村] M --> O[関係警察署] D --> N E -- "(放送)" --> P[住民等] F -- "(放送等)" --> P N --> P O --> P </pre>	伝達系統の整理

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 22 年 5 月修正）	改正案	改正理由
88	<p>(2) 洪水予報の伝達系統</p> <p>ア 国土交通大臣・名古屋地方気象台の発表する洪水予報</p> <ul style="list-style-type: none"> 木曾川(中流・下流)・長良川(下流)・庄内川(矢田川含む)・矢作川・豊川及び豊川放水路洪水予報 	<p>(2) 洪水予報の伝達系統</p> <p>ア 国土交通大臣・名古屋地方気象台の発表する洪水予報</p> <ul style="list-style-type: none"> 木曾川(中流・下流)・長良川(下流)・庄内川(矢田川含む)・矢作川・豊川及び豊川放水路洪水予報 <p>矢作川・豊川及び豊川放水路洪水予報の伝達については中部管区警察局を經由しない。</p>	用語の整理 伝達系統の整理
90	<p>(3) 水防警報の伝達系統</p> <p>ア 国土交通大臣の発表する水防警報</p> <ul style="list-style-type: none"> 木曾川水防警報 関係市町村 水防事務組合 水害予防組合 	<p>(3) 水防警報の伝達系統</p> <p>ア 国土交通大臣の発表する水防警報</p> <ul style="list-style-type: none"> 木曾川水防警報 関係市町村、<u>関係消防機関</u> <u>海部地区水防事務組合</u> <u>愛知県尾張水害予防組合</u> 	伝達系統の整理 用語の整理 用語の整理

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成22年5月修正）	改正案	改正理由
90	<ul style="list-style-type: none"> ・長良川水防警報 <u>関係村</u> <u>水防事務組合</u> ・庄内川・矢田川水防警報 <u>関係市町</u> <u>水防事務組合</u> ・矢作川水防警報 <u>関係市</u> ・豊川・豊川放水路水防警報 <u>関係市町</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・長良川水防警報 <u>関係市、関係消防機関</u> <u>海部地区水防事務組合</u> ・庄内川・矢田川水防警報 <u>関係市町、関係消防機関</u> <u>海部地区水防事務組合</u> ・矢作川水防警報 <u>関係市、関係消防機関</u> ・豊川・豊川放水路水防警報 <u>関係市、関係消防機関</u> 	<p>伝達系統の整理 用語の整理</p> <p>伝達系統の整理 用語の整理</p> <p>伝達系統の整理</p> <p>伝達系統の整理</p>
91	<p>イ 知事の発表する水防警報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新川水防警報 <div style="margin-left: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">愛知県 (尾張建設事務所)</div> <ul style="list-style-type: none"> → 名古屋地方気象台 → 関係県民事務所 → 関係建設事務所 → <u>水防事務組合</u> → 関係市町 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・矢作古川水防警報 <div style="margin-left: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">愛知県 (西三河建設事務所)</div> <ul style="list-style-type: none"> → 名古屋地方気象台 → 関係県民事務所 → 関係市町 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・天白川・八田川水防警報 <div style="margin-left: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">愛知県 (尾張建設事務所)</div> <ul style="list-style-type: none"> → 名古屋地方気象台 → 関係県民事務所 → 関係建設事務所 → 関係市 </div>	<p>イ 知事の発表する水防警報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新川水防警報 <div style="margin-left: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">愛知県 (尾張建設事務所)</div> <ul style="list-style-type: none"> → 名古屋地方気象台 → <u>本庁関係課</u> → 関係県民事務所 → 関係建設事務所 → <u>海部地区水防事務組合</u> → 関係市町、<u>関係消防機関</u> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・矢作古川水防警報 <div style="margin-left: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">愛知県 (西三河建設事務所)</div> <ul style="list-style-type: none"> → 名古屋地方気象台 → <u>本庁関係課</u> → 関係県民事務所 → <u>関係建設事務所</u> → 関係市町、<u>関係消防機関</u> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・天白川・八田川水防警報 <div style="margin-left: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">愛知県 (尾張建設事務所)</div> <ul style="list-style-type: none"> → 名古屋地方気象台 → <u>本庁関係課</u> → 関係県民事務所 → <u>関係建設事務所（八田川水防警報を除く）</u> → 関係市、<u>関係消防機関</u> </div>	<p>伝達系統の整理 用語の整理</p> <p>伝達系統の整理</p> <p>伝達系統の整理</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成22年5月修正）	改正案	改正理由
91	<p>・日光川水防警報</p> <p>愛知県 (一宮、海部建設事務所)</p> <ul style="list-style-type: none"> → 名古屋地方気象台 → 関係県民事務所 → 関係農林水産事務所 → 関係建設事務所 → 水防事務組合 → 関係市町村 → 水害予防組合 <p>・境川・逢妻川水防警報</p> <p>愛知県 (知立建設事務所)</p> <ul style="list-style-type: none"> → 名古屋地方気象台 → 関係県民事務所 → 関係建設事務所 → 関係市 <p>・愛知県沿岸水防警報</p> <p>愛知県 (関係建設事務所)</p> <ul style="list-style-type: none"> → 名古屋地方気象台 → 関係県民事務所 → 水防事務組合(弥富市、飛島村に発令の場合) → 関係市町村 	<p>・日光川水防警報</p> <p>愛知県 (一宮、海部建設事務所)</p> <ul style="list-style-type: none"> → 名古屋地方気象台 → 本庁関係課 → 関係県民事務所 → 関係農林水産事務所 → 関係建設事務所 → 海部地区水防事務組合 → 関係市町村、関係消防機関 → 愛知県尾張水害予防組合 <p>・境川・逢妻川水防警報</p> <p>愛知県 (知立建設事務所)</p> <ul style="list-style-type: none"> → 名古屋地方気象台 → 本庁関係課 → 関係県民事務所 → 関係建設事務所 → 関係市、関係消防機関 <p>・愛知県沿岸水防警報</p> <p>愛知県 (関係建設事務所)</p> <ul style="list-style-type: none"> → 名古屋地方気象台 → 本庁関係課 → 関係県民事務所 → 関係建設事務所、港務所 → 海部地区水防事務組合(弥富市、飛島村に発令の場合) → 関係市町村、関係消防機関 	<p>伝達系統の整理 用語の整理</p> <p>伝達系統の整理</p> <p>伝達系統の整理 用語の整理</p>
92	<p>(4) 水位周知河川(避難判断水位(特別警戒水位)) 知事が通知する水位周知河川(避難判断水位(特別警戒水位))</p> <p>・矢田川・香流川・内津川・扇川・山崎川・八田川・大山川</p> <p>愛知県 (尾張建設事務所)</p> <ul style="list-style-type: none"> → 名古屋地方気象台 → 関係県民事務所 → 関係市町 	<p>(4) 水位周知河川(避難判断水位(特別警戒水位)) 知事が通知する水位周知河川(避難判断水位(特別警戒水位))</p> <p>・矢田川(県管理区間)・香流川・内津川・扇川・山崎川・八田川・大山川</p> <p>愛知県 (尾張建設事務所)</p> <ul style="list-style-type: none"> → 名古屋地方気象台 → 本庁関係課 → 関係県民事務所 → 関係市町、関係消防機関 	<p>伝達系統の整理</p>

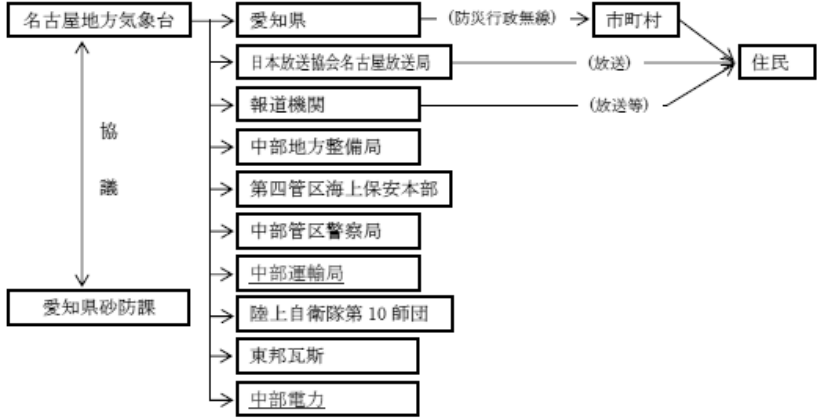
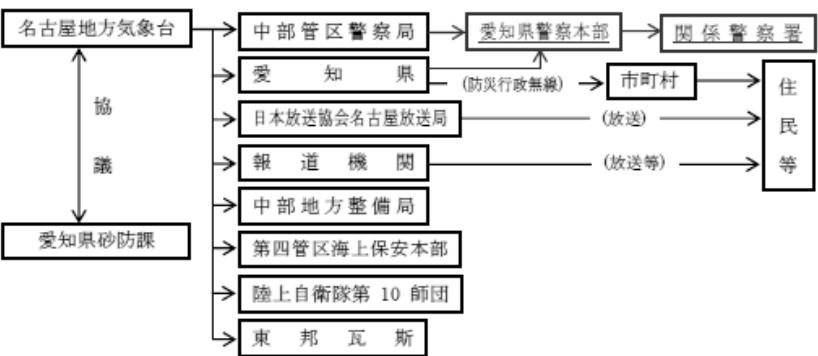
風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 22 年 5 月修正）	改正案	改正理由
92	<p>・五条川</p> <ul style="list-style-type: none"> 愛知県 (尾張建設事務所) <ul style="list-style-type: none"> → 名古屋地方気象台 → 関係県民事務所 → 関係建設事務所 <ul style="list-style-type: none"> → 水防事務組合 → 水害予防組合 → 関係市町村 <p>・五条川（上流）・青木川・領内川</p> <ul style="list-style-type: none"> 愛知県 (一宮建設事務所) <ul style="list-style-type: none"> → 名古屋地方気象台 → 関係県民事務所 → 関係建設事務所 → 水防事務組合 → 関係市町 → 水害予防組合 <p>・蟹江川・福田川</p> <ul style="list-style-type: none"> 愛知県 (海部建設事務所) <ul style="list-style-type: none"> → 名古屋地方気象台 → 関係県民事務所 → 関係建設事務所 → 関係市町 → 水防事務組合 <p>・阿久比川</p> <ul style="list-style-type: none"> 愛知県 (知多建設事務所) <ul style="list-style-type: none"> → 名古屋地方気象台 → 関係県民事務所 → 関係市町 	<p>・五条川</p> <ul style="list-style-type: none"> 愛知県 (尾張建設事務所) <ul style="list-style-type: none"> → 名古屋地方気象台 → 本庁関係課 → 関係県民事務所 → 関係建設事務所 <ul style="list-style-type: none"> → 海部地区水防事務組合 → 愛知県尾張水害予防組合 → 関係市町、関係消防機関 <p>・五条川（上流）・青木川・領内川</p> <ul style="list-style-type: none"> 愛知県 (一宮建設事務所) <ul style="list-style-type: none"> → 名古屋地方気象台 → 本庁関係課 → 関係県民事務所 → 関係建設事務所 → 海部地区水防事務組合 (五条川（上流）・青木川を除く) → 関係市町、関係消防機関 → 愛知県尾張水害予防組合 <p>・蟹江川・福田川</p> <ul style="list-style-type: none"> 愛知県 (海部建設事務所) <ul style="list-style-type: none"> → 名古屋地方気象台 → 本庁関係課 → 関係県民事務所 → 関係建設事務所 → 愛知県尾張水害予防組合 (蟹江川を除く) → 関係市町、関係消防機関 → 海部地区水防事務組合 <p>・阿久比川</p> <ul style="list-style-type: none"> 愛知県 (知多建設事務所) <ul style="list-style-type: none"> → 名古屋地方気象台 → 本庁関係課 → 関係県民事務所 → 関係市町、関係消防機関 	<p>伝達系統の整理 用語の整理</p> <p>伝達系統の整理 用語の整理</p> <p>伝達系統の整理 用語の整理</p> <p>伝達系統の整理</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成22年5月修正）	改正案	改正理由
92	<p>・矢作古川・乙川・広田川</p> <p>愛知県 (西三河建設事務所) → 名古屋地方気象台 → 関係県民事務所 → 関係市町</p> <p>・猿渡川</p> <p>愛知県 (知立建設事務所) → 名古屋地方気象台 → 関係県民事務所 → 関係市町</p> <p>・籠川・逢妻女川</p> <p>愛知県 (豊田加茂建設事務所) → 名古屋地方気象台 → 関係県民事務所 → 関係市町</p>	<p>・矢作古川・乙川・広田川</p> <p>愛知県 (西三河建設事務所) → 名古屋地方気象台 → 本庁関係課 → 関係県民事務所 → 関係建設事務所 → 関係市町、関係消防機関</p> <p>・猿渡川</p> <p>愛知県 (知立建設事務所) → 名古屋地方気象台 → 本庁関係課 → 関係県民事務所 → 関係市、関係消防機関</p> <p>・籠川・逢妻女川</p> <p>愛知県 (豊田加茂建設事務所) → 名古屋地方気象台 → 本庁関係課 → 関係県民事務所 → 関係市、関係消防機関</p>	<p>伝達系統の整理</p> <p>伝達系統の整理</p> <p>伝達系統の整理</p>
93	<p>・音羽川・柳生川・梅田川・佐奈川</p> <p>愛知県 (東三河建設事務所) → 名古屋地方気象台 → 関係県民事務所 → 関係市町</p>	<p>・音羽川・柳生川・梅田川・佐奈川</p> <p>愛知県 (東三河建設事務所) → 名古屋地方気象台 → 本庁関係課 → 関係県民事務所 → 関係市、関係消防機関</p>	<p>伝達系統の整理</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 22 年 5 月修正）	改正案	改正理由
93	<p>(5) 土砂災害警戒情報の伝達系統</p>  <p>第2節 被害状況等の収集・伝達 2 市町村の措置 (2) 市町村長は、被害状況、災害応急対策等の災害に関する情報の収集に努め、遅滞なく県及び関係機関に通報するものとする。</p>	<p>(5) 土砂災害警戒情報の伝達系統</p>  <p>第2節 被害状況等の収集・伝達 2 市町村の措置 (2) 市町村長は、被害状況、災害応急対策等の災害に関する情報の収集に努め、遅滞なく県及び関係機関に通報するものとする。<u>この場合において、市町村長は、被害の発生地域、避難指示等の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。</u></p>	<p>伝達系統の変更</p> <p>対策の整理</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成22年5月修正）	改正案	改正理由
95	<p>6 特殊災害に関する情報の収集及び伝達の系統 (1) 陸上災害の場合</p>	<p>6 特殊災害に関する情報の収集及び伝達の系統 (1) 陸上災害の場合</p>	伝達系統の整理 名称の整理
96	<p>(2) 海上災害の場合</p>	<p>(2) 海上災害の場合</p>	伝達系統の整理 名称の整理

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 22 年 5 月修正）	改 正 案	改正理由
97	<p>8 報告の方法</p> <p>(1) 被害状況等の報告は、最も迅速確実な通信手段を活用するものとするが、<u>県防災行政無線設置機関</u>にあっては、原則、<u>県防災行政無線</u>により報告するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>9 被害状況の照会</p> <p>(2) 全県的な被害状況については、<u>愛知県災害対策本部災害情報センター</u>（河川、海岸、貯水池、ため池、砂防被害、港湾・漁港施設被害、道路被害、水道施設被害については、関係課）へ照会する。</p> <p>第3節 広報</p> <p>1 防災関係機関の措置</p> <p>(1) 各防災関係機関が広報活動を行うに当たっては、<u>関係機関との連絡</u>をできる限り密にして行うものとするものとする。</p>	<p>8 報告の方法</p> <p>(1) 被害状況等の報告は、最も迅速確実な通信手段を活用するものとするが、<u>県防災情報システムを有効に活用するとともに、県防災行政無線設置機関</u>にあっては、原則、<u>県防災行政無線</u>により報告するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>9 被害状況の照会</p> <p>(2) 全県的な被害状況については、<u>県防災情報システムを有効に活用して把握するとともに、愛知県災害対策本部災害情報センター</u>（河川、海岸、貯水池、ため池、砂防被害、港湾・漁港施設被害、道路被害、水道施設被害については、関係課）へ照会する。</p> <p>第3節 広報</p> <p>1 防災関係機関の措置</p> <p>(1) 各防災関係機関が広報活動を行うに当たっては、<u>関係機関との連絡</u>をできる限り密にして行うものとする。</p>	<p>対策の整理</p> <p>対策の整理</p> <p>誤記</p>
104	<p>第4章 応援協力・派遣要請</p> <p>第3節 自衛隊の災害派遣</p> <p>4 災害派遣要請等手続系統</p> <p>（図中）</p> <p>方面本部（県民事務所等）</p> <p>（図の下に追加）</p>	<p>第4章 応援協力・派遣要請</p> <p>第3節 自衛隊の災害派遣</p> <p>4 災害派遣要請等手続系統</p> <p>（図中）</p> <p>方面本部・支部（県民事務所等）</p> <p><u>（注）市町村（名古屋市を除く）は、時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事（防災局）に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、方面本部・支部（県民事務所等）へも連絡すること。</u></p>	<p>手続系統の明記</p>
111	<p>第5章 救出・救助対策</p> <p>第1節 救出・救助活動</p> <p>7 災害救助法の適用</p> <p><u>災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費</u>については、<u>災害救助法施行細則</u>による。</p>	<p>第5章 救出・救助対策</p> <p>第1節 救出・救助活動</p> <p>7 災害救助法の適用</p> <p><u>災害救助法が適用された場合、「1市町村における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、直接の事務は、当該市町村で行われる。</u></p>	<p>実施主体の明記</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 22 年 5 月修正）	改 正 案	改正理由
111	<p>第 2 節 海上における避難救出活動</p> <p>1 第四管区海上保安本部における措置</p> <p>(3) <u>流出油</u>等対策</p> <p>ア <u>流出油</u>等対策上、必要な資機材の確保及び輸送を行う。</p> <p>イ <u>流出油</u>等の拡散防止及び除去を行う。</p> <p>(5) 救難対策</p> <p>ア 船舶又は陸上の施設等から石油類等の危険物が<u>流出</u>し、海上火災が発生した場合は、巡視船艇を出勤させ、消火及び救助活動を実施する。</p>	<p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>第 2 節 海上における避難救出活動</p> <p>1 第四管区海上保安本部における措置</p> <p>(3) <u>排出油</u>等対策</p> <p>ア <u>排出油</u>等対策上、必要な資機材の確保及び輸送を行う。</p> <p>イ <u>排出油</u>等の拡散防止及び除去を行う。</p> <p>(5) 救難対策</p> <p>ア 船舶又は陸上の施設等から石油類等の危険物が<u>排出</u>し、海上火災が発生した場合は、巡視船艇を出勤させ、消火及び救助活動を実施する。</p>	用語の整理
116	<p>第 6 章 医療救護・防疫・保健衛生対策</p> <p>第 1 節 医療救護</p> <p>10 医薬品その他衛生材料の確保</p> <p>(3) 県は、災害発生後、医薬品の販売業者等の被害状況を速やかに把握するとともに、愛知県医薬品卸協同組合、中部衛生材料協同組合、<u>有限責任中間法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び東海歯科用品商協同組合愛知県支部</u>の協力を得て、医薬品等を調達する。</p>	<p>第 6 章 医療救護・防疫・保健衛生対策</p> <p>第 1 節 医療救護</p> <p>10 医薬品その他衛生材料の確保</p> <p>(3) 県は、災害発生後、医薬品の販売業者等の被害状況を速やかに把握するとともに、愛知県医薬品卸協同組合、中部衛生材料協同組合、<u>一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び東海歯科用品商協同組合愛知県支部</u>の協力を得て、医薬品等を調達する。</p>	法人の変更
117	<p>13 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合の<u>対象者、期間、経費</u>については、災害救助法施行細則による。</p>	<p>13 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合に<u>県が行う救助の対象、方法、経費及び期間</u>については、災害救助法施行細則による。</p>	表記の整理
123	<p>第 7 章 地域安全・交通・緊急輸送対策</p> <p>第 2 節 交通対策</p> <p>1 道路管理者及び県公安委員会（県警察）における措置</p> <p>(2) 交通規制の方法</p> <p>災害発生時の交通規制は、災害対策基本法第 76 条及び道路交通法第 4 条、第 5 条及び第 6 条により行うこととし、災害対策基本法による場合は、同法施行令第 32 条に基づく<u>交通規標示</u>の設置、道路管理者及び関係公安委員会への通知を行うものとする。</p>	<p>第 7 章 地域安全・交通・緊急輸送対策</p> <p>第 2 節 交通対策</p> <p>1 道路管理者及び県公安委員会（県警察）における措置</p> <p>(2) 交通規制の方法</p> <p>災害発生時の交通規制は、災害対策基本法第 76 条及び道路交通法第 4 条、第 5 条及び第 6 条により行うこととし、災害対策基本法による場合は、同法施行令第 32 条に基づく<u>交通規制標示</u>の設置、道路管理者及び関係公安委員会への通知を行うものとする。</p>	誤記
	第 9 章 避難者対策	第 9 章 避難者対策	

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 22 年 5 月修正）	改正案	改正理由
139	<p>第 1 節 避難の勧告・指示</p> <p>7 避難の勧告・指示等の時期</p> <p>(3) 避難の勧告・指示を発令する基準について、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、<u>水位情報周知河川の避難判断水位</u>、水防警報の発令など、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努めるものとする。</p> <p>（略）</p>	<p>第 1 節 避難の勧告・指示</p> <p>7 避難の勧告・指示等の時期</p> <p>(3) 避難の勧告・指示を発令する基準について、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、<u>水位周知河川の避難判断水位到達情報</u>、水防警報の発令など、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努めるものとする。</p> <p>（略）</p>	用語の整理
141	<p>第 2 節 避難所の開設</p> <p>5 災害救助法の適用</p> <p><u>災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費</u>については、災害救助法施行細則による。</p>	<p>第 2 節 避難所の開設</p> <p>5 災害救助法の適用</p> <p><u>災害救助法が適用された場合、「1 市町村における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、直接の事務は、当該市町村で行われる。</u></p> <p><u>なお、救助の対象、方法、経費及び期間</u>については、災害救助法施行細則による。</p>	実施主体の明記
144	<p>第 10 章 水・食品・生活必需品等の供給</p> <p>第 1 節 給水</p> <p>5 災害救助法の適用</p> <p><u>災害救助法が適用された場合の対象者、給水量、期間、経費</u>については、災害救助法施行細則による。</p>	<p>第 10 章 水・食品・生活必需品等の供給</p> <p>第 1 節 給水</p> <p>5 災害救助法の適用</p> <p><u>災害救助法が適用された場合、「1 市町村における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、直接の事務は、当該市町村で行われる。</u></p> <p><u>なお、救助の対象、方法、経費及び期間</u>については、災害救助法施行細則による。</p>	実施主体の明記
145	<p>第 2 節 食品の供給</p> <p>5 米穀の原料調達</p> <p>(2) 市町村は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、<u>県、東海農政局と緊密な連絡</u>を図り、「<u>愛知県応急米穀取扱要領</u>」及び「<u>災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀の取扱要領</u>」により調達を図る。</p> <p>(3) 市町村長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、<u>東海農政局</u>に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告する</p>	<p>第 2 節 食品の供給</p> <p>5 米穀の原料調達</p> <p>(2) 市町村は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、<u>県と緊密な連絡</u>を図り、「<u>愛知県応急米穀取扱要領</u>」により調達を図る。</p> <p>(3) 市町村長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、<u>農林水産省</u>に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告する</p>	東海農政局における米穀の応急食料の調達・供給業務の廃止

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 22 年 5 月修正）	改正案	改正理由
146	<p>ものとする。</p> <p>炊き出し用として米穀（精米）を確保する手順図</p> <pre> graph TD A[市町村長（炊き出し必要量の把握）] -- 依頼 --> B[愛知県知事（農林水産部食育推進課） （必要量の決定）] B -- 協議、依頼 --> C[東海農政局長（食糧部長）] C -- 要請 --> D[米穀届出事業者] C -- 指示 --> E[政府（指定）倉庫] D -- 引渡し --> F[市町村長（炊き出しの実施）] E -- 引渡し --> F C -- (在庫の把握、引渡し決定) --> C </pre> <p>連絡・調整</p> <p>7 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合の対象者、給水量、期間、経費については、災害救助法施行細則による。</p>	<p>ものとする。</p> <p>炊き出し用として米穀（精米）を確保する手順図</p> <pre> graph TD A[市町村長（炊き出し必要量の把握）] -- 依頼 --> B[愛知県知事（農林水産部食育推進課） （必要量の決定）] B -- 供給要請 --> C[農林水産省（在庫の把握、引渡し決定）] C -- 指示 --> D[政府米の受託事業体] D -- 引渡し --> E[市町村長（炊き出しの実施）] C -- (在庫の把握、引渡し決定) --> C </pre> <p>連絡・調整</p> <p>7 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、「1市町村における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、直接の事務は、当該市町村で行われる。 なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	<p>東海農政局における米穀の応急食料の調達・供給業務の廃止</p> <p>政府（指定）倉庫の廃止</p> <p>実施主体の明記</p>
147	<p>第3節 生活必需物資の供給</p> <p>3 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費は災害救助法施行細則による。</p>	<p>第3節 生活必需物資の供給</p> <p>3 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、「1市町村における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、直接の事務は、当該市町村で行われる。 なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	<p>実施主体の明記</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 22 年 5 月修正）	改正案	改正理由																																				
151	<p>第 12 章 遺体の取扱い 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="197 328 1021 850"> <tr> <td data-bbox="197 328 365 368">第 1 節</td> <td data-bbox="365 328 555 368">県</td> <td data-bbox="555 328 1021 368">1 他市町村への応援指示</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 368 365 488">遺体の捜索・収容</td> <td data-bbox="365 368 555 488">市町村</td> <td data-bbox="555 368 1021 488">2(1) 遺体の捜索・収容 2(2) 他市町村又は県への応援要求</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 488 365 528">第 2 節</td> <td data-bbox="365 488 555 528">県</td> <td data-bbox="555 488 1021 528">1 他市町村への応援指示</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 528 365 727">遺体の処理</td> <td data-bbox="365 528 555 727">市町村</td> <td data-bbox="555 528 1021 727">2(1) 医師への医学的検査の依頼 2(2) 遺体の処理及び一時保存 2(3) 他市町村又は県への応援要求</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 727 365 767">第 3 節</td> <td data-bbox="365 727 555 767">県</td> <td data-bbox="555 727 1021 767">1 他市町村への応援指示</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 767 365 850">遺体の埋火葬</td> <td data-bbox="365 767 555 850">市町村</td> <td data-bbox="555 767 1021 850">2(1) 遺体の埋火葬 2(2) 他市町村又は県への応援要求</td> </tr> </table> <p>第 1 節 遺体の捜索・収容</p> <p>1 県（防災局）における措置 市町村の実施する遺体の捜索・収容につき特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。</p> <p>2 市町村における措置</p> <p>(1) 県警察・第四管区海上保安本部と緊密に連絡をとりながら遺体の捜索</p>	第 1 節	県	1 他市町村への応援指示	遺体の捜索・収容	市町村	2(1) 遺体の捜索・収容 2(2) 他市町村又は県への応援要求	第 2 節	県	1 他市町村への応援指示	遺体の処理	市町村	2(1) 医師への医学的検査の依頼 2(2) 遺体の処理及び一時保存 2(3) 他市町村又は県への応援要求	第 3 節	県	1 他市町村への応援指示	遺体の埋火葬	市町村	2(1) 遺体の埋火葬 2(2) 他市町村又は県への応援要求	<p>第 12 章 遺体の取扱い 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1075 328 1899 1114"> <tr> <td data-bbox="1075 328 1243 368">第 1 節</td> <td data-bbox="1243 328 1433 368">市町村</td> <td data-bbox="1433 328 1899 448">1(1) 遺体の捜索 1(2) 検視（見分） 1(3) 応援要求</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1075 368 1243 488">遺体の捜索</td> <td data-bbox="1243 368 1433 488">県</td> <td data-bbox="1433 368 1899 488">2 他市町村への応援指示</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1075 488 1243 528">第 2 節</td> <td data-bbox="1243 488 1433 528">市町村</td> <td data-bbox="1433 488 1899 679">1(1) 遺体の収容及び一時保存 1(2) 遺体の検視（見分）及び検案 1(3) 遺体の洗浄等 1(4) 遺体の身元確認及び引き渡し 1(5) 応援要求</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1075 528 1243 759">遺体の処理</td> <td data-bbox="1243 528 1433 759">県</td> <td data-bbox="1433 528 1899 759">2(1) 必要物資等の確保 2(2) 他市町村への応援指示</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1075 759 1243 799">第 3 節</td> <td data-bbox="1243 759 1433 799">市町村</td> <td data-bbox="1433 759 1899 1031">1(1) 死亡届書の受理、火葬（埋葬） 許可証の交付 1(2) 遺体の搬送 1(3) 埋火葬 1(4) 棺、骨つば等の支給 1(5) 埋火葬相談窓口の設置 1(6) 応援要求</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1075 799 1243 1114">遺体の埋火葬</td> <td data-bbox="1243 799 1433 1114">県</td> <td data-bbox="1433 799 1899 1114">2(1) 必要機材等の確保 2(2) 他市町村への応援指示</td> </tr> </table> <p>第 1 節 遺体の捜索</p> <p>1 市町村における措置</p> <p>(1) 遺体の捜索 県警察・第四管区海上保安本部と緊密に連絡をとりながら遺体の捜索</p>	第 1 節	市町村	1(1) 遺体の捜索 1(2) 検視（見分） 1(3) 応援要求	遺体の捜索	県	2 他市町村への応援指示	第 2 節	市町村	1(1) 遺体の収容及び一時保存 1(2) 遺体の検視（見分）及び検案 1(3) 遺体の洗浄等 1(4) 遺体の身元確認及び引き渡し 1(5) 応援要求	遺体の処理	県	2(1) 必要物資等の確保 2(2) 他市町村への応援指示	第 3 節	市町村	1(1) 死亡届書の受理、火葬（埋葬） 許可証の交付 1(2) 遺体の搬送 1(3) 埋火葬 1(4) 棺、骨つば等の支給 1(5) 埋火葬相談窓口の設置 1(6) 応援要求	遺体の埋火葬	県	2(1) 必要機材等の確保 2(2) 他市町村への応援指示	<p>掲載順の整理 対策の整理</p>
第 1 節	県	1 他市町村への応援指示																																					
遺体の捜索・収容	市町村	2(1) 遺体の捜索・収容 2(2) 他市町村又は県への応援要求																																					
第 2 節	県	1 他市町村への応援指示																																					
遺体の処理	市町村	2(1) 医師への医学的検査の依頼 2(2) 遺体の処理及び一時保存 2(3) 他市町村又は県への応援要求																																					
第 3 節	県	1 他市町村への応援指示																																					
遺体の埋火葬	市町村	2(1) 遺体の埋火葬 2(2) 他市町村又は県への応援要求																																					
第 1 節	市町村	1(1) 遺体の捜索 1(2) 検視（見分） 1(3) 応援要求																																					
遺体の捜索	県	2 他市町村への応援指示																																					
第 2 節	市町村	1(1) 遺体の収容及び一時保存 1(2) 遺体の検視（見分）及び検案 1(3) 遺体の洗浄等 1(4) 遺体の身元確認及び引き渡し 1(5) 応援要求																																					
遺体の処理	県	2(1) 必要物資等の確保 2(2) 他市町村への応援指示																																					
第 3 節	市町村	1(1) 死亡届書の受理、火葬（埋葬） 許可証の交付 1(2) 遺体の搬送 1(3) 埋火葬 1(4) 棺、骨つば等の支給 1(5) 埋火葬相談窓口の設置 1(6) 応援要求																																					
遺体の埋火葬	県	2(1) 必要機材等の確保 2(2) 他市町村への応援指示																																					

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 22 年 5 月修正）	改 正 案	改正理由
152	<p>を実施し、遺体を発見したときは、その現場で警察官又は海上保安官の検視(見分)を得た後、速やかに収容する。</p> <p>検視(見分)を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にした上で収容する。</p> <p>(2) 自ら遺体の搜索・収容の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の搜索・収容の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。</p> <p>3 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。</p> <p>第 2 節 遺体の処理</p> <p>1 県（防災局）における措置</p> <p>市町村の実施する遺体の処理につき特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。</p> <p>2 市町村における措置</p> <p>(1) 遺体について医師に依頼して死因その他の医学的検査を実施する。</p> <p>(2) 検視(見分)及び医学的検査を終了した遺体について、概ね次により処理する。</p> <p>ア 遺体識別のため遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。</p> <p>イ 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合等においては、遺体を特定の場所(寺</p>	<p>を実施する。</p> <p>(2) 検視（見分）</p> <p>遺体を発見したときは、その現場で警察官又は海上保安官の検視(見分)を得る。</p> <p>現場での検視(見分)を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にする。</p> <p>(3) 応援要求</p> <p>自ら遺体の搜索の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の搜索の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。</p> <p>2 県（防災局）における措置</p> <p>市町村の実施する遺体の搜索につき特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。</p> <p>3 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、「1 市町村における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、直接の事務は、当該市町村で行われる。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>第 2 節 遺体の処理</p> <p>1 市町村における措置</p> <p>(1) 遺体の収容及び一時保存</p> <p>遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合等においては、遺体安置所(寺院など</p>	<p>掲載順の整理</p> <p>実施主体の明記</p> <p>掲載順の整理</p> <p>対策の整理</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 22 年 5 月修正）	改正案	改正理由
	<p>院などの施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設)に集めて埋火葬等の処置をするまで一時保存する。</p> <p>(3) 自ら遺体の処理の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の処理の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。</p>	<p>の施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設)を確保するとともに、棺、ドライアイス等を調達し、埋火葬等の措置をするまで遺体を一時保存する。</p> <p>(2) 遺体の検視（見分）及び検案 警察官又は海上保安官の遺体の検視（見分）を得るとともに、医療救護班等の医師に依頼して遺体（医師の診療中に死亡した者を除く）の検案（死亡の確認及び死因その他の医学的検査）を実施する。</p> <p>(3) 遺体の洗浄等 検視（見分）及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。</p> <p>(4) 遺体の身元確認及び引き渡し 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。身元が判明し、引き取り人があるときは、速やかに遺族等へ引き渡す。 なお、被災地域以外に漂着した遺体のうち身元が判明しない者は、行旅死亡人としての取扱いとする。</p> <p>(5) 応援要求 自ら遺体の処理の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の処理の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。</p> <p>2 県（防災局）における措置</p> <p>(1) 必要物資等の確保 ドライアイス等遺体の処理に必要な物資の確保に努め、市町村等の要請に応じて迅速に調達あっせんの措置を講じる。</p> <p>(2) 応援指示 市町村の実施する遺体の処理につき特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。</p>	<p>対策の整理</p>
152	<p>3 県警察及び第四管区海上保安本部における措置</p> <p>(1) 収容した遺体について検視(見分)を実施する。</p> <p>4 災害救助法の適用</p>	<p>3 県警察及び第四管区海上保安本部における措置</p> <p>(1) 遺体発見現場で遺体の検視（見分）を実施する。検視（見分）を行わずに収容された遺体については、市町村及び医療救護班と連携を密にし、遺体安置所において検視（見分）を行う。</p> <p>4 災害救助法の適用</p>	<p>対策の整理</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 22 年 5 月修正）	改 正 案	改正理由
152	<p>災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。</p> <p>第 3 節 遺体の埋火葬</p> <p>1 県（健康福祉部）における措置 市町村の実施する遺体の埋火葬につき特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。</p> <p>2 市町村における措置</p> <p>(1) <u>自ら遺体を埋火葬に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行う。</u> 埋火葬に当たっては、次の点に留意する。</p> <p>ア <u>身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。</u></p> <p>イ <u>被災地域以外に漂着した遺体のうち身元が判明しない者の埋火葬は、行旅死亡人としての取扱いとする。</u></p> <p>(2) 自ら遺体の埋火葬の実施が困難な場合、他市町村又は<u>県</u>へ遺体の埋火</p>	<p>災害救助法が適用された場合、「1 市町村における措置」は<u>県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、直接の事務は、当該市町村で行われる。</u></p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>第 3 節 遺体の埋火葬</p> <p>1 市町村における措置</p> <p>(1) <u>死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付</u> <u>死亡診断書又は死体検案書が添付された死亡届書を受理するとともに、火葬（埋葬）許可証を交付する。</u></p> <p>(2) <u>遺体の搬送</u> <u>遺体安置所又は火葬場までの遺体の搬送を行う。</u></p> <p>(3) <u>埋火葬</u> <u>火葬（埋葬）許可証を確認し、遺体を埋火葬する。</u></p> <p>(4) <u>棺、骨つぼ等の支給</u> <u>棺、骨つぼ等を現物で遺族に支給する。</u></p> <p>(5) <u>埋火葬相談窓口の設置</u> <u>速やかな埋火葬を要望する遺族のため、必要に応じ、埋火葬相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送体制等に関する適切な情報を提供することにより、円滑な埋火葬の実施を支援する。</u></p> <p>(6) <u>応援要求</u> 自ら遺体の埋火葬の実施が困難な場合、他市町村へ遺体の埋火葬の実</p>	<p>実施主体の明記</p> <p>掲載順の整理</p> <p>対策の整理</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 22 年 5 月修正）	改正案	改正理由
153	<p>葬の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。</p> <p>3 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。</p>	<p>施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。この場合において、「災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定」を締結している市町村にあっては、当該協定によるものとする。</p> <p>さらに、必要に応じて県へ応援を要求する。</p> <p>2 県（防災局、健康福祉部）における措置</p> <p>(1) 必要機材等の確保 棺、骨つぼ等埋火葬に必要な資機材や遺体搬送のための車両等の確保に努め、市町村からの要請に応じて調達あっせん等の措置を講じる。</p> <p>(2) 応援指示 県内の火葬場の被災状況その他広域的な埋火葬に必要な情報を収集し、市町村の実施する遺体の埋火葬につき特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。</p> <p>3 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、「1 市町村における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、直接の事務は、当該市町村で行われる。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	<p>対策の整理</p> <p>実施主体の明記</p>
161	<p>第 14 章 ライフライン施設の応急対策</p> <p>第 2 節 ガス施設対策</p> <p>2 社団法人愛知県エルピーガス協会における措置</p> <p>(3) 緊急対応措置 愛知県 L P ガス災害対策マニュアルに基づき、被害状況の確認と二次被害の発生防止の措置を講じる。二次災害のおそれがある施設に対しては、使用停止又は容器撤去を行うとともに、安全確認が完了するまで、<u>容器バルブ</u>を閉止してガスの使用を中止するよう消費者に要請する。</p>	<p>第 14 章 ライフライン施設の応急対策</p> <p>第 2 節 ガス施設対策</p> <p>2 社団法人愛知県エルピーガス協会における措置</p> <p>(3) 緊急対応措置 愛知県 L P ガス災害対策マニュアルに基づき、被害状況の確認と二次被害の発生防止の措置を講じる。二次災害のおそれがある施設に対しては、使用停止又は容器撤去を行うとともに、安全確認が完了するまで、<u>容器バルブ</u>を閉止してガスの使用を中止するよう消費者に要請する。</p>	<p>誤記</p>
164	<p>第 15 章 海上災害対策</p> <p>基本方針 船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水等の海難及び事業所の火災、爆発等の事故に伴う海上への油流出等の災害が発生した場合にお</p>	<p>第 15 章 海上災害対策</p> <p>基本方針 船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水等の海難及び事業所の火災、爆発等の事故に伴う海上への油排出等の災害が発生した場合にお</p>	<p>用語の整理</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 22 年 5 月修正）	改正案	改正理由																								
164	<p>る、<u>流出油</u>等の防除活動、災害拡大防止活動等の応急措置を迅速に実施するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <tr> <td>事故原因者等</td> <td></td> <td>流出油等防除活動</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>県警察</td> <td></td> <td>警察用航空機等による情報収 地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒 危険物等の防除活動</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>中部地方整備局</td> <td></td> <td>油等回収船による流出油等の除去活動</td> <td>→</td> </tr> </table>	事故原因者等		流出油等防除活動	→	県警察		警察用航空機等による情報収 地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒 危険物等の防除活動	→	中部地方整備局		油等回収船による流出油等の除去活動	→	<p>る、<u>排出油</u>等の防除活動、災害拡大防止活動等の応急措置を迅速に実施するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <tr> <td>事故原因者等</td> <td></td> <td>排出油等防除活動</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>県警察</td> <td></td> <td>警察用航空機等による情報収集 避難誘導、立入禁止区域の警戒及び危険物等の防除活動</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>中部地方整備局</td> <td></td> <td>油等回収船による排出油等の除去活動</td> <td>→</td> </tr> </table>	事故原因者等		排出油等防除活動	→	県警察		警察用航空機等による情報収集 避難誘導、立入禁止区域の警戒及び危険物等の防除活動	→	中部地方整備局		油等回収船による排出油等の除去活動	→	用語の整理
事故原因者等		流出油等防除活動	→																								
県警察		警察用航空機等による情報収 地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒 危険物等の防除活動	→																								
中部地方整備局		油等回収船による流出油等の除去活動	→																								
事故原因者等		排出油等防除活動	→																								
県警察		警察用航空機等による情報収集 避難誘導、立入禁止区域の警戒及び危険物等の防除活動	→																								
中部地方整備局		油等回収船による排出油等の除去活動	→																								
165	<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="5">海上災害対策</td> <td>海難の事故原因者等</td> <td>1(4) <u>流出油</u>等の処理</td> </tr> <tr> <td>事故発生事業所等</td> <td>2(2) 自衛消防隊等による消火活動、<u>流出油</u>等防除活動</td> </tr> <tr> <td>県警察</td> <td>4(3) <u>地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、危険物等の防除活動</u></td> </tr> <tr> <td>中部地方整備局</td> <td>5 油等回収船による<u>流出油</u>等の除去活動</td> </tr> <tr> <td>沿岸市町村</td> <td>7(4) 消火及び<u>流出</u>した危険物の拡散防止活動</td> </tr> </table> <p>海上災害対策</p>	海上災害対策	海難の事故原因者等	1(4) <u>流出油</u> 等の処理	事故発生事業所等	2(2) 自衛消防隊等による消火活動、 <u>流出油</u> 等防除活動	県警察	4(3) <u>地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、危険物等の防除活動</u>	中部地方整備局	5 油等回収船による <u>流出油</u> 等の除去活動	沿岸市町村	7(4) 消火及び <u>流出</u> した危険物の拡散防止活動	<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="5">海上災害対策</td> <td>海難の事故原因者等</td> <td>1(4) <u>排出油</u>等の処理</td> </tr> <tr> <td>事故発生事業所等</td> <td>2(2) 自衛消防隊等による消火活動、<u>排出油</u>等防除活動</td> </tr> <tr> <td>県警察</td> <td>4(3) <u>避難誘導、立入禁止区域の警戒及び危険物等の防除活動</u></td> </tr> <tr> <td>中部地方整備局</td> <td>5 油等回収船による<u>排出油</u>等の除去活動</td> </tr> <tr> <td>沿岸市町村</td> <td>7(4) 消火及び<u>排出</u>した危険物の拡散防止活動</td> </tr> </table> <p>海上災害対策</p>	海上災害対策	海難の事故原因者等	1(4) <u>排出油</u> 等の処理	事故発生事業所等	2(2) 自衛消防隊等による消火活動、 <u>排出油</u> 等防除活動	県警察	4(3) <u>避難誘導、立入禁止区域の警戒及び危険物等の防除活動</u>	中部地方整備局	5 油等回収船による <u>排出油</u> 等の除去活動	沿岸市町村	7(4) 消火及び <u>排出</u> した危険物の拡散防止活動	用語の整理		
海上災害対策	海難の事故原因者等		1(4) <u>流出油</u> 等の処理																								
	事故発生事業所等		2(2) 自衛消防隊等による消火活動、 <u>流出油</u> 等防除活動																								
	県警察		4(3) <u>地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、危険物等の防除活動</u>																								
	中部地方整備局		5 油等回収船による <u>流出油</u> 等の除去活動																								
	沿岸市町村	7(4) 消火及び <u>流出</u> した危険物の拡散防止活動																									
海上災害対策	海難の事故原因者等	1(4) <u>排出油</u> 等の処理																									
	事故発生事業所等	2(2) 自衛消防隊等による消火活動、 <u>排出油</u> 等防除活動																									
	県警察	4(3) <u>避難誘導、立入禁止区域の警戒及び危険物等の防除活動</u>																									
	中部地方整備局	5 油等回収船による <u>排出油</u> 等の除去活動																									
	沿岸市町村	7(4) 消火及び <u>排出</u> した危険物の拡散防止活動																									
166	<p>1 海難の事故原因者等（事故船舶の所有者、船舶管理者、船舶運行者、荷主、保険会社等、関係者から委託を受けた者及びこれらの代理人をいう。）における措置</p> <p>(3) 損傷箇所の修理 損傷箇所の修理、その他油等の<u>流出</u>の防止措置をとる。</p> <p>(4) <u>流出油</u>等の処理 浮流油等及び沿岸への漂着油等の回収、油処理剤の散布等による<u>流出油</u>等の処理を行う。</p> <p>2 事故発生事業所等における措置</p> <p>(2) 自衛消防隊等による消火活動、<u>流出油</u>等防除活動 事業所の自衛消防隊、その他の要員により次のとおり消火活動、<u>流出油</u>等防除活動を実施するとともに、必要に応じ関係事業所等の応援を求</p>	<p>1 海難の事故原因者等（事故船舶の所有者、船舶管理者、船舶運行者、荷主、保険会社等、関係者から委託を受けた者及びこれらの代理人をいう。）における措置</p> <p>(3) 損傷箇所の修理 損傷箇所の修理、その他油等の<u>排出</u>の防止措置をとる。</p> <p>(4) <u>排出油</u>等の処理 浮流油等及び沿岸への漂着油等の回収、油処理剤の散布等による<u>排出油</u>等の処理を行う。</p> <p>2 事故発生事業所等における措置</p> <p>(2) 自衛消防隊等による消火活動、<u>排出油</u>等防除活動 事業所の自衛消防隊、その他の要員により次のとおり消火活動、<u>排出油</u>等防除活動を実施するとともに、必要に応じ関係事業所等の応援を求</p>	用語の整理																								

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 22 年 5 月修正）	改 正 案	改正理由
167	<p>める。なお、消火活動等の実施に当たっては、陸上への波及防止について十分留意して行うものとする。</p> <p>ア 大量の油等の排出があった場合</p> <p>(イ) 損傷箇所の修理、その他油等の流出の防止措置をとる。</p> <p>(I) 流出した油等の回収を行う。</p> <p>(オ) 油処理剤の撒布等により流出油等の処理を行う。</p> <p>(3) 消防機関の受け入れ</p> <p>事故発生事業所は、消防機関の到着に際しては進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性物品の所在施設、船舶の配置及び災害の態様を報告し、消防機関の指揮に従い積極的に消火活動を実施する。また、関係機関の指揮に従い積極的に流出油等防除活動を実施する。</p> <p>3 第四管区海上保安本部における措置</p> <p>(6) 危険物等の防除活動及び航行船舶の避難誘導活動</p> <p>危険物等が大量に海上に流出した場合、原因者の対応が不十分なときは、巡視船艇等により応急的な防除活動を行う等被害を最小限に食い止めるための措置を講じ、また、航行船舶の避難誘導活動等必要な措置を講じるとともに、排出の原因者等が必要な措置を講じていない場合は、措置を講じるよう命ずる。</p> <p>(略)</p>	<p>める。なお、消火活動等の実施に当たっては、陸上への波及防止について十分留意して行うものとする。</p> <p>ア 大量の油等の排出があった場合</p> <p>(イ) 損傷箇所の修理、その他油等の排出の防止措置をとる。</p> <p>(I) 排出した油等の回収を行う。</p> <p>(オ) 油処理剤の撒布等により排出油等の処理を行う。</p> <p>(3) 消防機関の受け入れ</p> <p>事故発生事業所は、消防機関の到着に際しては進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性物品の所在施設、船舶の配置及び災害の態様を報告し、消防機関の指揮に従い積極的に消火活動を実施する。また、関係機関の指揮に従い積極的に排出油等防除活動を実施する。</p> <p>3 第四管区海上保安本部における措置</p> <p>(6) 危険物等の防除活動及び航行船舶の避難誘導活動</p> <p>危険物等が大量に海上に排出した場合、原因者の対応が不十分なときは、巡視船艇等により応急的な防除活動を行う等被害を最小限に食い止めるための措置を講じ、また、航行船舶の避難誘導活動等必要な措置を講じるとともに、排出の原因者等が必要な措置を講じていない場合は、措置を講じるよう命ずる。</p> <p>(略)</p>	用語の整理
168	<p>4 県警察における措置</p> <p>(2) 救出救助活動</p> <p>遭難者、行方不明者等に対し、警察用航空機、警察用船舶を活用し、第四管区海上保安本部、消防機関等の関係機関と連携して捜索及び救出救助活動を実施する。</p> <p>(3) 地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、危険物等の防除活動</p> <p>危険物が大量に流出した場合、沿岸における漂着物の調査及び監視を行い、関係機関と連携し、地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、危険物等の防除活動を行う。</p> <p>(5) 交通規制</p> <p>事故発生地及びその周辺の交通規制を実施する。</p> <p>5 中部地方整備局における措置</p>	<p>4 県警察における措置</p> <p>(2) 救出救助活動</p> <p>関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。</p> <p>(3) 避難誘導、立入禁止区域の警戒及び危険物等の防除活動</p> <p>危険物が大量に流出した場合、沿岸における漂着物の調査及び監視を行い、関係機関と連携し、避難誘導、立入禁止区域の警戒及び危険物等の防除活動を実施する。</p> <p>(5) 交通規制</p> <p>災害発生地及びその周辺の交通規制を実施する。</p> <p>5 中部地方整備局における措置</p>	表記の整理
			用語の整理

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 22 年 5 月修正）	改正案	改正理由
168	<p>油等回収船を出動させ、<u>流出油</u>等の除去活動を実施する。</p> <p>6 県（農林水産部、建設部、防災局）における措置</p> <p>(1) 情報の収集及び市町村等関係機関への連絡</p> <p>防災ヘリコプター（テレビ電送システム）、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局等により、<u>流出油</u>等の状況を偵察する等情報の収集に努め、市町村等関係機関に連絡する。</p>	<p>油等回収船を出動させ、<u>排出油</u>等の除去活動を実施する。</p> <p>6 県（農林水産部、建設部、防災局）における措置</p> <p>(1) 情報の収集及び市町村等関係機関への連絡</p> <p>防災ヘリコプター（テレビ電送システム）、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局等により、<u>排出油</u>等の状況を偵察する等情報の収集に努め、市町村等関係機関に連絡する。</p>	用語の整理
169	<p>7 沿岸市町村における措置</p> <p>(3) 事故貯油等施設の所有者に対する指導</p> <p>事業所の事故にあつては、事故貯油等施設の所有者に対し、海上への油等<u>流出</u>防止措置について指導する。</p> <p>(4) 消火及び<u>流出</u>した危険物の拡散防止活動</p> <p>消防計画等により消防隊を出動させ、第四管区海上保安本部と連携し、港湾関係団体等の協力を得て、消火及び<u>流出</u>した危険物の拡散防止活動を実施する。消火活動等を実施するに当たっては、陸上への波及防止について、十分留意して行うものとする。</p> <p>（略）</p>	<p>7 沿岸市町村における措置</p> <p>(3) 事故貯油等施設の所有者に対する指導</p> <p>事業所の事故にあつては、事故貯油等施設の所有者に対し、海上への油等<u>排出</u>防止措置について指導する。</p> <p>(4) 消火及び<u>排出</u>した危険物の拡散防止活動</p> <p>消防計画等により消防隊を出動させ、第四管区海上保安本部と連携し、港湾関係団体等の協力を得て、消火及び<u>排出</u>した危険物の拡散防止活動を実施する。消火活動等を実施するに当たっては、陸上への波及防止について、十分留意して行うものとする。</p> <p>（略）</p>	用語の整理
170	<p>9 海上災害防止センターの措置</p> <p>(2) 事故を起こした船舶の所有者等の委託に基づく防除活動及び消火・延焼防止活動</p> <p>事故を起こした船舶の所有者等の委託に基づき、海上に<u>流れ出た</u>燃料油や積み荷の油等又は各種の有害液体物質の防除並びに船舶火災の消火及び延焼の防止等の海上防災のための措置を実施する。</p>	<p>9 海上災害防止センターの措置</p> <p>(2) 事故を起こした船舶の所有者等の委託に基づく防除活動及び消火・延焼防止活動</p> <p>事故を起こした船舶の所有者等の委託に基づき、海上に<u>排出した</u>燃料油や積み荷の油等又は各種の有害液体物質の防除並びに船舶火災の消火及び延焼の防止等の海上防災のための措置を実施する。</p>	用語の整理

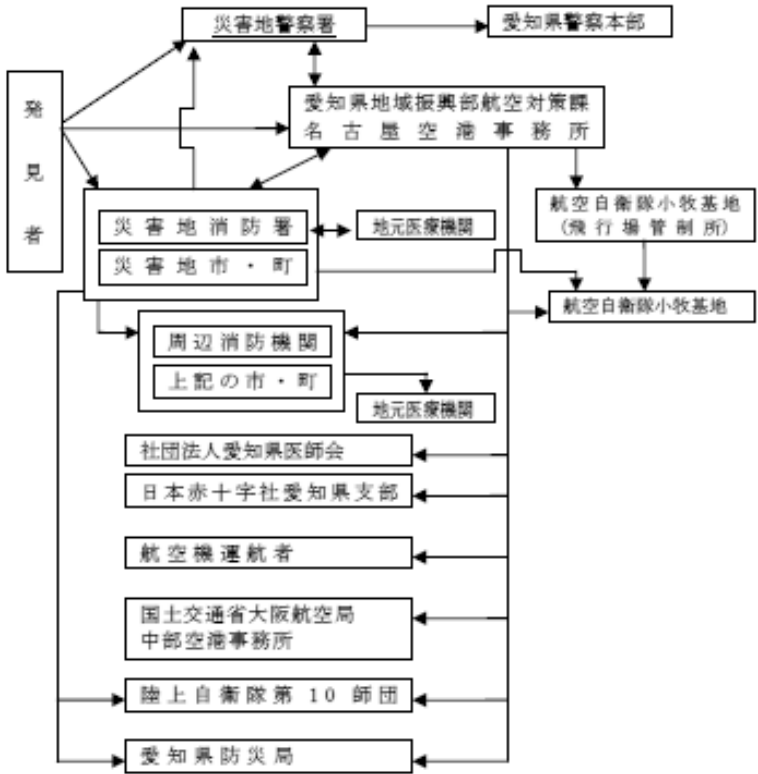
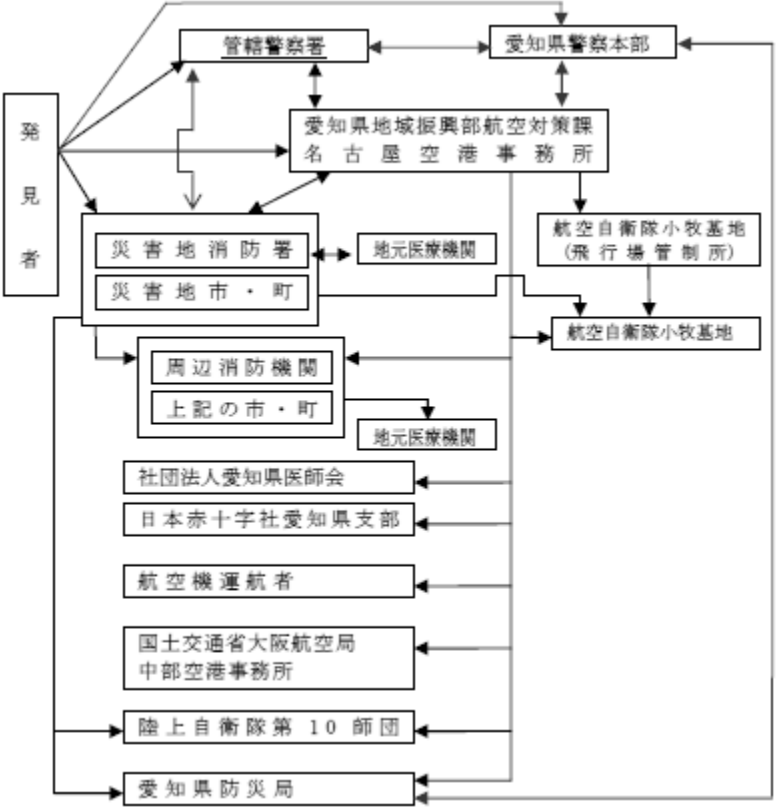
風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 22 年 5 月修正）	改正案	改正理由
170	<p>10 情報の伝達系統</p>	<p>10 情報の伝達系統</p>	<p>伝達系統の整理 名称の整理</p>
171	<p>11 応援協力関係</p> <p>(1) 第四管区海上保安本部は、<u>流出油</u>等防除活動等の実施が困難な場合、海上防災活動が実施可能である市町村及び港湾管理者等へ応援を要求する。</p> <p>(2) 市町村は、当該市町村の勢力をもってしては、<u>流出油</u>等防除活動等の実施が困難な場合、他市町村へ要員、資機材の確保につき応援を要求する。</p>	<p>11 応援協力関係</p> <p>(1) 第四管区海上保安本部は、<u>排出油</u>等防除活動等の実施が困難な場合、海上防災活動が実施可能である市町村及び港湾管理者等へ応援を要求する。</p> <p>(2) 市町村は、当該市町村の勢力をもってしては、<u>排出油</u>等防除活動等の実施が困難な場合、他市町村へ要員、資機材の確保につき応援を要求する。</p>	<p>用語の整理</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 22 年 5 月修正）	改正案	改正理由						
	<p>(3) 第四管区海上保安本部、中部地方整備局及び市町村は、<u>流出油</u>等防除活動等を実施するに当たって必要な資機材の確保が困難な場合、県に対しその確保を要請する。</p> <p>(4) 第四管区海上保安本部又は県は、<u>流出油</u>等防除活動を実施するに当たって必要があると認めるときは、自衛隊へ応援を要請する。</p> <p>第 16 章 航空災害対策 主な機関の措置</p>	<p>(3) 第四管区海上保安本部、中部地方整備局及び市町村は、<u>排出油</u>等防除活動等を実施するに当たって必要な資機材の確保が困難な場合、県に対しその確保を要請する。</p> <p>(4) 第四管区海上保安本部又は県は、<u>排出油</u>等防除活動を実施するに当たって必要があると認めるときは、自衛隊へ応援を要請する。</p> <p>第 16 章 航空災害対策 主な機関の措置</p>							
173	<table border="1"> <tr> <td>第 2 節 愛知県名古屋飛行場</td> <td>愛知県名古屋 空港事務所</td> <td>1(6) 救援救助隊の編成及び救護所・遺体安置所の設置</td> </tr> </table>	第 2 節 愛知県名古屋飛行場	愛知県名古屋 空港事務所	1(6) 救援救助隊の編成及び救護所・遺体安置所の設置	<table border="1"> <tr> <td>第 2 節 愛知県名古屋飛行場</td> <td>愛知県名古屋 空港事務所</td> <td>1(6) 救難救助隊の編成及び救護所・遺体安置所の設置</td> </tr> </table>	第 2 節 愛知県名古屋飛行場	愛知県名古屋 空港事務所	1(6) 救難救助隊の編成及び救護所・遺体安置所の設置	誤記
第 2 節 愛知県名古屋飛行場	愛知県名古屋 空港事務所	1(6) 救援救助隊の編成及び救護所・遺体安置所の設置							
第 2 節 愛知県名古屋飛行場	愛知県名古屋 空港事務所	1(6) 救難救助隊の編成及び救護所・遺体安置所の設置							
174	<table border="1"> <tr> <td>第 3 節 中部国際空港・愛知県名古屋飛行場共通</td> <td>県警察</td> <td>3(3) <u>乗客、乗務員等の救出救助活動</u></td> </tr> </table>	第 3 節 中部国際空港・愛知県名古屋飛行場共通	県警察	3(3) <u>乗客、乗務員等の救出救助活動</u>	<table border="1"> <tr> <td>第 3 節 中部国際空港・愛知県名古屋飛行場共通</td> <td>県警察</td> <td>3(3) 救出救助活動</td> </tr> </table>	第 3 節 中部国際空港・愛知県名古屋飛行場共通	県警察	3(3) 救出救助活動	
第 3 節 中部国際空港・愛知県名古屋飛行場共通	県警察	3(3) <u>乗客、乗務員等の救出救助活動</u>							
第 3 節 中部国際空港・愛知県名古屋飛行場共通	県警察	3(3) 救出救助活動							
178	<p>第 2 節 愛知県名古屋飛行場</p> <p>1 愛知県名古屋空港事務所における措置</p> <p>(6) <u>救援救助隊の編成及び救護所・遺体安置所の設置</u> 空港内及びその周辺において、航空機事故により多数の死傷者が発生した場合は、<u>救援救助隊</u>を編成し、救護所及び遺体安置所等を設置し、<u>救難救助活動</u>を実施する。</p>	<p>第 2 節 愛知県名古屋飛行場</p> <p>1 愛知県名古屋空港事務所における措置</p> <p>(6) <u>救難救助隊の編成及び救護所・遺体安置所の設置</u> 空港内及びその周辺において、航空機事故により多数の死傷者が発生した場合は、<u>救難救助隊</u>を編成し、救護所及び遺体安置所等を設置し、<u>救難救助活動</u>を実施する。</p>	誤記						
179	<p>3 情報の伝達系統（愛知県名古屋飛行場）</p> <p>(1) 飛行場内で航空機事故が発生した場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">航空機運輸者</div>	<p>3 情報の伝達系統（愛知県名古屋飛行場）</p> <p>(1) 飛行場内で航空機事故が発生した場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">航空機運航者</div>	誤記						

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 22 年 5 月修正）	改正案	改正理由
179	<p>(2) 飛行場周辺で航空機事故が発生した場合</p> 	<p>(2) 飛行場周辺で航空機事故が発生した場合</p> 	<p>伝達系統の整理 名称の整理</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 22 年 5 月修正）	改正案	改正理由
180	<p>(3) 飛行場周辺で自衛隊機の事故が発生した場合</p>	<p>(3) 飛行場周辺で自衛隊機の事故が発生した場合</p>	伝達系統の整理 名称の整理
182	<p>第 3 節 中部国際空港・愛知県名古屋飛行場共通</p> <p>3 県警察における措置</p> <p>(3) 乗客、乗務員等の救出救助活動 関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。</p> <p>(4) 立入禁止区域の設定及び避難誘導 立入禁止区域を設定するとともに、<u>被害が拡大するおそれがあるときは、避難誘導を行う。</u></p> <p>(6) 交通規制 <u>事故発生地及びその周辺</u>の交通規制を実施する。</p>	<p>第 3 節 中部国際空港・愛知県名古屋飛行場共通</p> <p>3 県警察における措置</p> <p>(3) 救出救助活動 関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。</p> <p>(4) 立入禁止区域の設定及び避難誘導 立入禁止区域を設定するとともに、<u>避難誘導を実施する。</u></p> <p>(6) 交通規制 <u>災害発生地及びその周辺</u>の交通規制を実施する。</p>	表記の整理

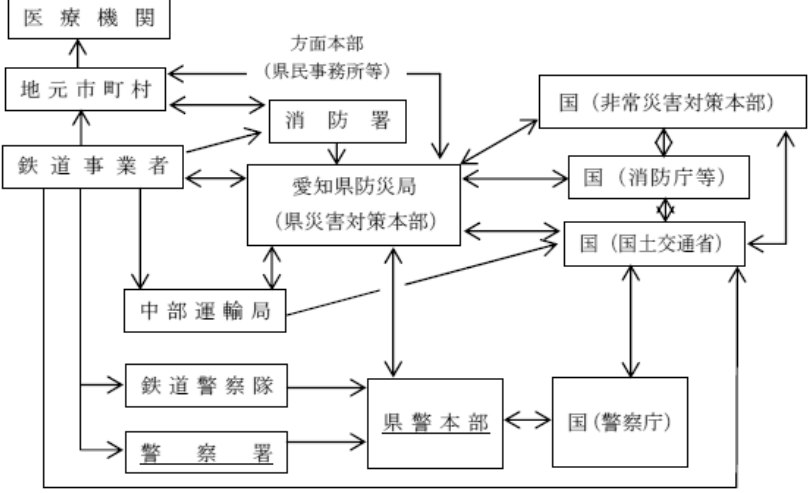
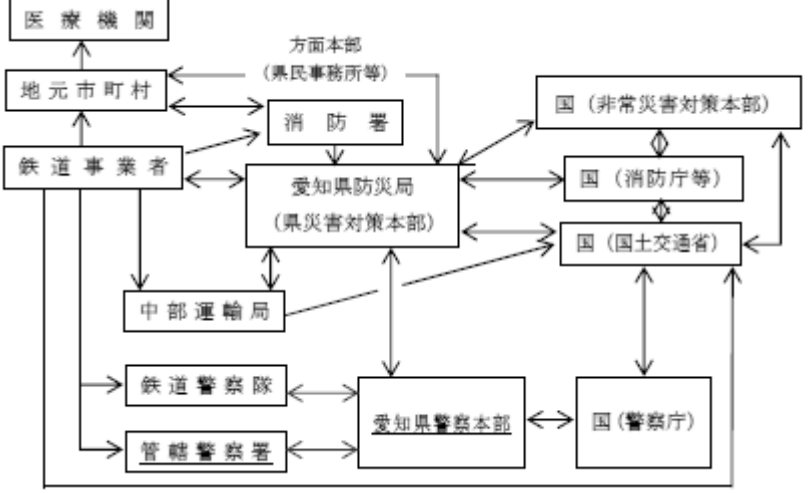
風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 22 年 5 月修正）	改正案	改正理由
183	<p>5 伝達系統（その他の地域で事故が発生した場合） (1) 民間航空機の場合</p> <p>*伝達手段 ————> 一般加入電話 <副次ルート> - - - - -> 県防災行政無線</p>	<p>5 伝達系統（その他の地域で事故が発生した場合） (1) 民間航空機の場合</p> <p>*伝達手段 ————> 一般加入電話 <副次ルート> - - - - -> 県防災行政無線</p> <p>※注：海上の事故及び事故により海上に被害が拡大するおそれがある場合</p>	<p>伝達系統の整理 名称の整理</p>

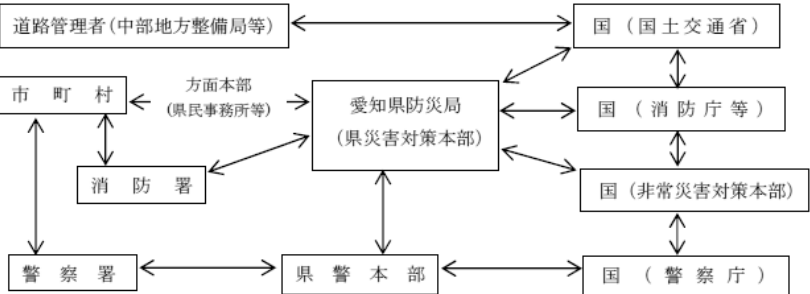
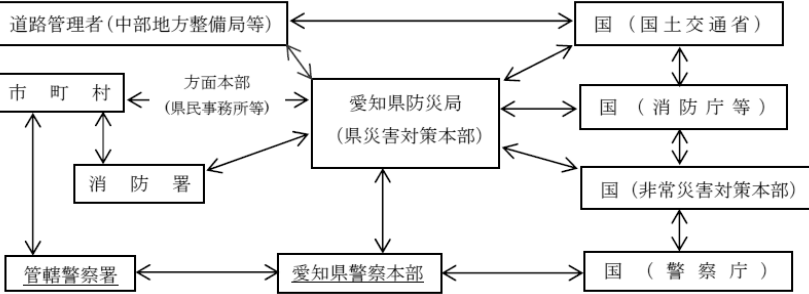
風水害等災害対策計画

頁	現行 (平成 22 年 5 月修正)	改正案	改正理由						
184	<p>(2) 自衛隊機の場合</p> <p>第 17 章 鉄道災害対策 主な機関の措置</p>	<p>(2) 自衛隊機の場合</p> <p>第 17 章 鉄道災害対策 主な機関の措置</p>	伝達系統の整理 名称の整理						
186	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="197 1145 318 1225">鉄道災害対策</td> <td data-bbox="318 1145 524 1225">県警察</td> <td data-bbox="524 1145 1043 1225">5(4) 立入禁止区域の設定及び<u>地域住民等</u>の避難誘導</td> </tr> </table> <p>鉄道災害対策 5 県警察における措置 (3) 救出救助活動 被災者の救出救助活動を実施する。 (4) 立入禁止区域の設定及び<u>地域住民等</u>の避難誘導 脱線した鉄道車両が高架から人家密集地域に転落するおそれがある等</p>	鉄道災害対策	県警察	5(4) 立入禁止区域の設定及び <u>地域住民等</u> の避難誘導	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1070 1145 1191 1225">鉄道災害対策</td> <td data-bbox="1191 1145 1397 1225">県警察</td> <td data-bbox="1397 1145 1917 1225">5(4) 立入禁止区域の設定及び避難誘導</td> </tr> </table> <p>鉄道災害対策 5 県警察における措置 (3) 救出救助活動 <u>関係機関と連携し</u>、被災者の救出救助活動を実施する。 (4) 立入禁止区域の設定及び避難誘導 立入禁止区域を設定するとともに、避難誘導を実施する。</p>	鉄道災害対策	県警察	5(4) 立入禁止区域の設定及び避難誘導	表記の整理 表記の整理
鉄道災害対策	県警察	5(4) 立入禁止区域の設定及び <u>地域住民等</u> の避難誘導							
鉄道災害対策	県警察	5(4) 立入禁止区域の設定及び避難誘導							

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 22 年 5 月修正）	改正案	改正理由				
189	<p>被害拡大のおそれがある場合、<u>立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等の避難誘導を実施する。</u></p> <p>(6) 遺体の収容、搜索、見分等 死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、見分等は、第 12 章「遺体の取扱い」により実施する。</p> <p>(7) 交通規制 事故発生地及びその周辺の交通規制を実施する。</p> <p>7 情報の伝達系統</p> 	<p>(6) 遺体の収容、搜索、見分等 死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、見分等は、第 12 章「遺体の取扱い」の<u>定め</u>により実施する。</p> <p>(7) 交通規制 災害発生地及びその周辺の交通規制を実施する。</p> <p>7 情報の伝達系統</p> 	伝達系統の整理 名称の整理				
190	<p>第 18 章 道路災害対策 主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="197 1184 1037 1252"> <tr> <td>県警察</td> <td>立入禁止区域の設定及び避難誘導 危険物の防除活動</td> </tr> </table>	県警察	立入禁止区域の設定及び避難誘導 危険物の防除活動	<p>第 18 章 道路災害対策 主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="1072 1184 1912 1252"> <tr> <td>県警察</td> <td>立入禁止区域の設定、避難誘導及び危険物の防除活動</td> </tr> </table>	県警察	立入禁止区域の設定、避難誘導及び危険物の防除活動	表記の整理
県警察	立入禁止区域の設定及び避難誘導 危険物の防除活動						
県警察	立入禁止区域の設定、避難誘導及び危険物の防除活動						
193	<p>道路災害対策</p> <p>5 県警察における措置</p> <p>(1) 警察用航空機等による情報収集 大規模道路災害が発生した場合は、<u>目撃者からの情報収集、警察用航空機（ヘリコプターテレビシステム）等を活用し、人的被害の有無等被</u></p>	<p>道路災害対策</p> <p>5 県警察における措置</p> <p>(1) 警察用航空機等による情報収集 警察用航空機等を活用し、<u>被害状況等の情報収集を実施する。</u></p>	表記の整理				

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 22 年 5 月修正）	改正案	改正理由
	<p>害情報の収集を実施する。</p> <p>(2) 救出救助活動 死傷者が発生した場合、救出救助用機材を有効に活用して、救出救助活動を実施する。</p> <p>(3) 立入禁止区域の設定、避難誘導及び危険物の防除活動 被害の拡大のおそれがあるときは、関係機関と連携し、立入禁止区域の設定するとともに避難誘導、危険物等の防除活動を行う。</p> <p>(4) 遺体の収容、搜索、見分等 死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、見分等は、第 12 章「遺体の取扱い」により実施する。</p> <p>(5) 交通規制 事故発生地及びその周辺の交通規制を実施する。</p>	<p>(2) 救出救助活動 関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。</p> <p>(3) 立入禁止区域の設定、避難誘導及び危険物の防除活動 立入禁止区域を設定するとともに避難誘導及び危険物等の防除活動を実施する。</p> <p>(4) 遺体の収容、搜索、見分等 死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、見分等は、第 12 章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。</p> <p>(5) 交通規制 災害発生地及びその周辺の交通規制を実施する。</p>	
194	<p>7 情報の伝達系統</p> 	<p>7 情報の伝達系統</p> 	伝達系統の整理 名称の整理
199	<p>第 19 章 放射性物質及び原子力災害応急対策 第 1 節 放射性物質災害発生時の応急対策</p> <p>8 情報の伝達系統</p> <p>県警本部</p>	<p>第 19 章 放射性物質及び原子力災害応急対策 第 1 節 放射性物質災害発生時の応急対策</p> <p>8 情報の伝達系統</p> <p>愛知県警察本部</p>	名称の整理
200	<p>第 2 節 特定事象発生時の応急対策</p> <p>9 情報の伝達系統</p> <p>県警本部</p>	<p>第 2 節 特定事象発生時の応急対策</p> <p>9 情報の伝達系統</p> <p>愛知県警察本部</p>	名称の整理
202	<p>第 3 節 緊急事態応急対策</p> <p>11 情報の伝達系統</p>	<p>第 3 節 緊急事態応急対策</p> <p>11 情報の伝達系統</p>	

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 22 年 5 月修正）	改正案	改正理由								
211	<table border="1" data-bbox="264 213 584 260"> <tr> <td>県</td> <td>警</td> <td>察</td> </tr> </table> <p>第 20 章 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策 第 1 節 危険物等施設 2 県警察における措置 (4) 救出救助活動 被災者の救出救助活動を実施する。 (5) 立入禁止区域の設定及び避難誘導 被害拡大のおそれがある場合は、立入禁止区域を設定し、避難誘導を実施する。 (7) 交通規制 事故発生地及びその周辺の交通規制を実施する。</p> <p>第 22 章 火薬類災害対策 基本方針 火薬類施設等が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、域住民に多大な危険を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を実施するものとする。</p> <p>主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="197 1002 1032 1066"> <tr> <td>県警察</td> <td>火薬類施設等所有者等への危害防止措置の命令</td> </tr> </table>	県	警	察	県警察	火薬類施設等所有者等への危害防止措置の命令	<table border="1" data-bbox="1137 213 1458 260"> <tr> <td>愛知県警察本部</td> </tr> </table> <p>第 20 章 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策 第 1 節 危険物等施設 2 県警察における措置 (4) 救出救助活動 関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。 (5) 立入禁止区域の設定及び避難誘導 立入禁止区域を設定するとともに、避難誘導を実施する。 (7) 交通規制 災害発生地及びその周辺の交通規制を実施する。</p> <p>第 22 章 火薬類災害対策 基本方針 火薬類施設等が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危険を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を実施するものとする。</p> <p>主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="1077 1002 1912 1066"> <tr> <td>県警察</td> <td>火薬類施設及び火薬類の所有者等に対する危害防止措置の命令</td> </tr> </table>	愛知県警察本部	県警察	火薬類施設及び火薬類の所有者等に対する危害防止措置の命令	<p>名称の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>誤記</p> <p>表記の整理</p>
県	警	察									
県警察	火薬類施設等所有者等への危害防止措置の命令										
愛知県警察本部											
県警察	火薬類施設及び火薬類の所有者等に対する危害防止措置の命令										
213	<p>第 1 節 火薬類関係施設 2 県警察における措置 (3) 警察用航空機等による情報収集 警察用航空機（ヘリコプターテレビシステム）等を活用し、情報収集に努める。 (4) 救出救助 被災者の救出救助活動を実施する。 (5) 立入禁止区域の設定及び避難誘導 被害拡大のおそれがある場合は、立入禁止区域を設定し、<u>地域住民等の避難誘導</u>を実施する。</p>	<p>第 1 節 火薬類関係施設 2 県警察における措置 (3) 警察用航空機等による情報収集 警察用航空機等を活用し、<u>被害状況等の情報収集</u>を実施する。 (4) 救出救助活動 関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。 (5) 立入禁止区域の設定及び避難誘導 立入禁止区域を設定するとともに、避難誘導を実施する。</p>	<p>表記の整理</p>								

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 22 年 5 月修正）	改 正 案	改正理由				
218	<p>(7) 交通規制 <u>事故</u>発生地及びその周辺の交通規制を実施する。</p> <p>第 23 章 大規模な火事災害対策 大規模な火事災害対策 3 県警察における措置 (1) 警察用航空機等による情報収集 <u>警察用航空機等</u>を活用し、<u>情報収集に努める</u>。 (2) 救出救助活動 被災者の救出救助活動を実施する。 (3) 立入禁止区域の設定及び避難誘導 立入禁止区域を設定するとともに、<u>地域住民等の避難誘導</u>を実施する。</p> <p>(5) 交通規制 <u>事故</u>発生地及びその周辺の交通規制を実施する。</p>	<p>(7) 交通規制 <u>災害</u>発生地及びその周辺の交通規制を実施する。</p> <p>第 23 章 大規模な火事災害対策 大規模な火事災害対策 3 県警察における措置 (1) 警察用航空機等による情報収集 <u>警察用航空機等</u>を活用し、<u>被害状況等の情報収集を実施する</u>。 (2) 救出救助活動 <u>関係機関と連携し</u>、被災者の救出救助活動を実施する。 (3) 立入禁止区域の設定及び避難誘導 立入禁止区域を設定するとともに、<u>避難誘導</u>を実施する。</p> <p>(5) 交通規制 <u>災害</u>発生地及びその周辺の交通規制を実施する。</p>	表記の整理				
219	<p>5 情報の伝達系統</p> <table border="1" data-bbox="264 834 582 930"> <tr> <td>警 察 署</td> </tr> <tr> <td>県 警 本 部</td> </tr> </table>	警 察 署	県 警 本 部	<p>5 情報の伝達系統</p> <table border="1" data-bbox="1137 834 1456 930"> <tr> <td>管 轄 警 察 署</td> </tr> <tr> <td>愛 知 県 警 察 本 部</td> </tr> </table>	管 轄 警 察 署	愛 知 県 警 察 本 部	名称の整理
警 察 署							
県 警 本 部							
管 轄 警 察 署							
愛 知 県 警 察 本 部							
223	<p>第 24 章 林野火災対策 林野火災対策 3 県警察における措置 (1) 警察用航空機等による情報収集 <u>警察用航空機等</u>を活用し、<u>情報収集に努める</u>。 (2) 救出救助活動 被災者の救出救助活動を実施する。 (5) 交通規制 <u>事故</u>発生地及びその周辺の交通規制を実施する。</p>	<p>第 24 章 林野火災対策 林野火災対策 3 県警察における措置 (1) 警察用航空機等による情報収集 <u>警察用航空機等</u>を活用し、<u>被害状況等の情報収集を実施する</u>。 (2) 救出救助活動 <u>関係機関と連携し</u>、被災者の救出救助活動を実施する。 (5) 交通規制 <u>災害</u>発生地及びその周辺の交通規制を実施する。</p>	表記の整理				
224	<p>6 情報の伝達系統</p> <table border="1" data-bbox="264 1361 582 1457"> <tr> <td>警 察 署</td> </tr> <tr> <td>県 警 本 部</td> </tr> </table>	警 察 署	県 警 本 部	<p>6 情報の伝達系統</p> <table border="1" data-bbox="1137 1361 1456 1457"> <tr> <td>管 轄 警 察 署</td> </tr> <tr> <td>愛 知 県 警 察 本 部</td> </tr> </table>	管 轄 警 察 署	愛 知 県 警 察 本 部	名称の整理
警 察 署							
県 警 本 部							
管 轄 警 察 署							
愛 知 県 警 察 本 部							

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成22年5月修正）	改正案	改正理由												
227	<p>第25章 地下街等における都市ガス災害対策</p> <p>地下街等における都市ガス災害対策</p> <p>1 地下街等の所有者、管理者及び占有者における措置</p> <p>(5) ガス事業者との事前申し合せに基づく緊急時のガス遮断 地下街等の所有者等は、ガス事故災害を防止するため緊急をやむをえないものと認める場合は、ガス事業者との事前の申し合せに基づきガス遮断装置を操作して、ガス遮断を行うことができるものとする。</p>	<p>第25章 地下街等における都市ガス災害対策</p> <p>地下街等における都市ガス災害対策</p> <p>1 地下街等の所有者、管理者及び占有者における措置</p> <p>(5) ガス事業者との事前申し合せに基づく緊急時のガス遮断 地下街等の所有者等は、ガス事故災害を防止するため緊急やむをえないものと認める場合は、ガス事業者との事前の申し合せに基づきガス遮断装置を操作して、ガス遮断を行うことができるものとする。</p>	誤記												
229	<p>4 県警察における措置</p> <p>(4) 救出救助活動 被災者の救出救助活動を実施する。</p> <p>(5) 立入禁止区域の設定及び避難誘導 被害拡大のおそれがある場合は、立入禁止区域を設定し、避難誘導を実施する。</p> <p>(8) 交通規制 事故発生地及びその周辺の交通規制を実施する。</p>	<p>4 県警察における措置</p> <p>(4) 救出救助活動 関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。</p> <p>(5) 立入禁止区域の設定及び避難誘導 立入禁止区域を設定するとともに、避難誘導を実施する。</p>	表記の整理												
231	<p>第26章 住宅対策</p> <p>主な機関の措置</p>	<p>第26章 住宅対策</p> <p>主な機関の措置</p>	対策の追加												
	<table border="1"> <tr> <td>第2節 公共賃貸住宅等への一時入居</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	第2節 公共賃貸住宅等への一時入居	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td>第2節 被災住宅等の調査</td> <td>県、市町村</td> <td>被災住宅等の調査</td> </tr> </table>	第2節 被災住宅等の調査	県、市町村	被災住宅等の調査							
第2節 公共賃貸住宅等への一時入居	(略)	(略)													
第2節 被災住宅等の調査	県、市町村	被災住宅等の調査													
	<table border="1"> <tr> <td>第3節 住宅の仮設・応急修理及び障害物の除去</td> <td>市町村</td> <td>1(1) 被災宅地の調査 1(2) 応急仮設住宅の建設 1(3) 住宅の応急修理 1(4) 障害物の除去 1(5) 他市町村又は県に対する応援要求</td> </tr> <tr> <td></td> <td>県</td> <td>2 関係機関への応援要請</td> </tr> </table>	第3節 住宅の仮設・応急修理及び障害物の除去	市町村	1(1) 被災宅地の調査 1(2) 応急仮設住宅の建設 1(3) 住宅の応急修理 1(4) 障害物の除去 1(5) 他市町村又は県に対する応援要求		県	2 関係機関への応援要請	<table border="1"> <tr> <td>第3節 公共賃貸住宅等への一時入居</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	第3節 公共賃貸住宅等への一時入居	(略)	(略)				
第3節 住宅の仮設・応急修理及び障害物の除去	市町村	1(1) 被災宅地の調査 1(2) 応急仮設住宅の建設 1(3) 住宅の応急修理 1(4) 障害物の除去 1(5) 他市町村又は県に対する応援要求													
	県	2 関係機関への応援要請													
第3節 公共賃貸住宅等への一時入居	(略)	(略)													
	<table border="1"> <tr> <td>第4節 住宅の仮設・応急修理及び障害物の除去</td> <td>市町村</td> <td>(削除) 1(1) 応急仮設住宅の建設 1(2) 住宅の応急修理 1(3) 障害物の除去 1(4) 他市町村又は県に対する応援要求</td> </tr> <tr> <td></td> <td>県</td> <td>2 関係機関への応援要請</td> </tr> </table>	第4節 住宅の仮設・応急修理及び障害物の除去	市町村	(削除) 1(1) 応急仮設住宅の建設 1(2) 住宅の応急修理 1(3) 障害物の除去 1(4) 他市町村又は県に対する応援要求		県	2 関係機関への応援要請	<table border="1"> <tr> <td>第4節 住宅の仮設・応急修理及び障害物の除去</td> <td>市町村</td> <td>(削除) 1(1) 応急仮設住宅の建設 1(2) 住宅の応急修理 1(3) 障害物の除去 1(4) 他市町村又は県に対する応援要求</td> </tr> <tr> <td></td> <td>県</td> <td>2 関係機関への応援要請</td> </tr> </table>	第4節 住宅の仮設・応急修理及び障害物の除去	市町村	(削除) 1(1) 応急仮設住宅の建設 1(2) 住宅の応急修理 1(3) 障害物の除去 1(4) 他市町村又は県に対する応援要求		県	2 関係機関への応援要請	対策の整理
第4節 住宅の仮設・応急修理及び障害物の除去	市町村	(削除) 1(1) 応急仮設住宅の建設 1(2) 住宅の応急修理 1(3) 障害物の除去 1(4) 他市町村又は県に対する応援要求													
	県	2 関係機関への応援要請													
第4節 住宅の仮設・応急修理及び障害物の除去	市町村	(削除) 1(1) 応急仮設住宅の建設 1(2) 住宅の応急修理 1(3) 障害物の除去 1(4) 他市町村又は県に対する応援要求													
	県	2 関係機関への応援要請													

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 22 年 5 月修正）	改 正 案	改正理由
	(追加)	<p><u>第 2 節 被災住宅等の調査</u></p> <p><u>1 県（防災局、建設部）における措置</u> <u>県は災害のため住家に被害が生じた場合、公共賃貸住宅等への入居、</u> <u>応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再</u> <u>建支援金の給付等に必要な以下の事項について状況把握を行う。</u> <u>また、必要に応じて、市町村が行う調査を支援する。</u></p> <p>(1) 住家の被害状況 (2) 被災地における住民の動向及びこれを踏まえた住宅に関する市町村の <u>要望事項</u> (3) 住宅に関する市町村の緊急措置の状況及び予定 (4) 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等 (5) <u>その他住宅の応急対策実施上の必要な事項</u></p> <p><u>2 市町村における措置</u> <u>市町村は災害のため住家に被害が生じた場合、り災証明の発行、公共</u> <u>賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の</u> <u>除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を実施する。</u></p> <p>(1) 住家の被害状況 (2) 被災地における住民の動向 (3) 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等 (4) <u>その他住宅の応急対策実施上の必要な事項</u></p>	対策の追加
231	<p>第 2 節 公共賃貸住宅等への一時入居 <u>県（建設部）、市町村、地方住宅供給公社及び都市再生機構における</u> <u>措置</u></p>	<p><u>第 3 節 公共賃貸住宅等への一時入居</u></p> <p><u>1 県（建設部）、市町村、地方住宅供給公社及び都市再生機構における</u> <u>措置</u> (略)</p> <p><u>2 災害救助法の適用</u> <u>災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び</u> <u>期間については、災害救助法施行細則による。</u></p>	対策の整理
232	<p>第 3 節 住宅の仮設・応急修理及び障害物の除去</p> <p>1 市町村における措置</p> <p><u>(1) 被災地の調査</u> <u>市町村は災害のため住家に被害が生じた場合、応急仮設住宅の建設及</u> <u>び住宅の応急修理に必要な調査を実施する。</u></p>	<p><u>第 4 節 住宅の仮設・応急修理及び障害物の除去</u></p> <p>1 市町村における措置 (削除)</p>	対策の整理

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 22 年 5 月修正）	改 正 案	改正理由
	<p>(2) 応急仮設住宅の建設 (略)</p> <p>(3) 住宅の応急修理 (略)</p> <p>カ 協力要請 県は被災住宅の応急修理にあたっては、<u>社団法人愛知県建設業協会、愛知県建設組合連合、全愛知建設労働組合、愛知県建築組合連合会、愛知建設労働組合、愛知県建設技術研究会に対して協力を要請する。</u></p> <p>キ 給付対象者の範囲 半壊の住宅被害を受け、応急修理を行うことによって避難所等への避難や応急仮設住宅の利用を要しなくなると見込まれる者で、自らの資力では修理を行うことができない者とする。</p> <p>(4) 障害物の除去 <u>直接又は建築業者、土木業者に請負わせて実施する。</u></p>	<p>(1) 応急仮設住宅の建設 (略)</p> <p>(2) 住宅の応急修理 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>カ 給付対象者の範囲 半壊の住宅被害を受け、応急修理を行うことによって避難所等への避難や応急仮設住宅の利用を要しなくなると見込まれる者で、自らの資力では修理を行うことができない者及び災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。</p> <p>(3) 障害物の除去 被災住宅の障害物の除去は、<u>日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行うものとする。</u></p> <p>ア 障害物除去の対象住家 <u>土石、竹木等が居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため、居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。</u></p> <p>イ 除去の範囲 <u>居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。</u></p> <p>ウ 除去の費用 <u>障害物の除去に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。</u></p> <p>エ 除去の期間 <u>災害が発生してから 10 日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去ができない場合は、事前に厚生労働大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。</u></p>	

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 22 年 5 月修正）	改正案	改正理由
233	<p>(5) 他市町村又は県に対する応援要求 (略)</p> <p>2 県（建設部、防災局）における措置</p> <p>(2) 住宅の応急修理にあたっては、社団法人愛知県建設業協会、愛知県建設組合連合、全愛知建設労働組合、愛知県建築組合連合会、愛知建設労働組合、<u>愛知県建設技術研究会</u>、尾張設備安全防災協議会、三河管工事業者協議会、<u>名古屋設備業協会</u>、社団法人愛知電業協会、愛知県電気工事業工業組合に協力を要請する。</p> <p>(4) 障害物の除去については、<u>自衛隊に実施の応援を要請する。</u></p> <p>3 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合の<u>対象者、戸数、経費</u>については、災害救助法施行細則による。</p> <p>第 27 章 文教災害対策 第 4 節 教科書・学用品等の給与 2 市町村における措置</p>	<p><u>オ 除去の方法</u> 障害物の除去は、<u>直接又は建築業者、土木業者に請負わせて実施する。</u></p> <p><u>カ 給付対象者の範囲</u> 住宅に土石、竹木等が運び込まれる被害を受けた者で、<u>自らの資力では障害物の除去を行うことができない者とする。</u></p> <p>(4) 他市町村又は県に対する応援要求 (略)</p> <p>2 県（建設部、防災局）における措置</p> <p>(2) 住宅の応急修理にあたっては、社団法人愛知県建設業協会、愛知県建設組合連合、全愛知建設労働組合、愛知県建築組合連合会、愛知建設労働組合、<u>愛知県建築技術研究会</u>、尾張設備安全防災協議会、三河管工事業者協議会、<u>一般社団法人名古屋設備業協会</u>、社団法人愛知電業協会、愛知県電気工事業工業組合、<u>一般社団法人愛知県空調衛生工事業協会</u>に協力を要請する。</p> <p>(4) 障害物の除去にあたっては、<u>協定締結団体等に協力を要請する。</u></p> <p>3 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、<u>県が実施機関となるが、障害物の除去については市町村長への委任を想定しているため、直接の事務は、当該市町村で行われる。</u> <u>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</u></p> <p>第 27 章 文教災害対策 第 4 節 教科書・学用品等の給与 2 市町村における措置</p>	<p>協定締結団体の修正・追加</p> <p>対策の整理</p> <p>実施主体の明記</p>
237	<p>(1) 児童・生徒に対する教科書・学用品等の給与 市町村は、災害により教科書・学用品等を喪失又はき損し、就学上支障を来した児童及び生徒に対して、教科書・学用品等を給与する。 ただし、教科書については、給与するために必要な冊数等を、「<u>事故発生報告について（平成 4 年 3 月 23 日 4 教総第 79 号）</u>」別紙様式 5 により、速やかに県教育委員会に報告するものとする。</p>	<p>(1) 児童・生徒に対する教科書・学用品等の給与 市町村は、災害により教科書・学用品等を喪失又はき損し、就学上支障を来した児童及び生徒に対して、教科書・学用品等を給与する。 ただし、教科書については、給与するために必要な冊数等を、「<u>事故発生等の報告について（平成 22 年 3 月 26 日 21 教総第 947 号）</u>」別紙様式 6 により、速やかに（<u>7 日以内</u>）県教育委員会に報告するものとする。</p>	<p>対策の整理</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成22年5月修正）	改正案	改正理由
237	<p>3 災害救助法の適用</p> <p><u>災害救助法が適用された場合の教科書・学用品等の給与についての対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。</u></p>	<p>3 災害救助法の適用</p> <p><u>災害救助法が適用された場合、「2市町村における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、直接の事務は、当該市町村で行われる。</u></p> <p><u>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</u></p>	実施主体の明記
240	<p>第4編 災害復旧</p> <p>第1章 民生安定のための緊急措置</p> <p>第1節 義援金その他資金等による支援</p> <p>4 県社会福祉協議会における措置</p> <p>「生活福祉資金貸付制度要綱」により災害を受けた低所得世帯に対し、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため一世帯当たり150万円を貸付上限額の目安として災害援護資金の貸付けを行う。<u>（費用負担：国2/3、県1/3）</u></p> <p>（略）</p>	<p>第4編 災害復旧</p> <p>第1章 民生安定のための緊急措置</p> <p>第1節 義援金その他資金等による支援</p> <p>4 県社会福祉協議会における措置</p> <p>「生活福祉資金貸付制度要綱」により災害を受けた低所得世帯に対し、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため一世帯当たり150万円を貸付上限額の目安として災害援護資金の貸付けを行う。</p> <p>（略）</p>	対策の整理
241	<p>9 住宅復興資金</p> <p><u>住宅に災害を受けた者に対しては、住宅金融公庫法の規定により、災害復興住宅資金の融通を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。</u></p> <p>第2節 金融対策</p> <p>1 東海財務局、日本銀行名古屋支店における措置</p> <p>(2) 金融機関等に対する要請</p> <p>ウ 火災共済協同組合の措置</p>	<p>9 住宅復興資金</p> <p><u>住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により、災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。</u></p> <p>第2節 金融対策</p> <p>1 東海財務局、日本銀行名古屋支店における措置</p> <p>(2) 金融機関等に対する要請</p> <p>ウ 火災共済協同組合の措置</p>	対策の整理 誤記
242	<p>(ア) 共済金の支払、共済掛金の払込猶予等に関する措置</p> <p>（略）</p> <p>共済金の支払い等については、できる限り迅速に行うよう配慮するとともに、共済掛金の払込みについては、共済契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずることを要請する。</p>	<p>(ア) 共済金の支払、共済掛金の払込猶予等に関する措置</p> <p>（略）</p> <p>共済金の支払い等については、できる限り迅速に行うよう配慮するとともに、共済掛金の払込みについては、共済契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずる。</p>	表記の整理

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 22 年 5 月修正）	改 正 案	改正理由
247	第 2 章 公共施設等災害復旧対策 第 2 節 激甚災害の指定 3 激甚災害に係る財政援助措置 (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 ク 身体障害者更生援護施設災害復旧事業 ケ 知的障害者援護施設災害復旧事業	第 2 章 公共施設等災害復旧対策 第 2 節 激甚災害の指定 3 激甚災害に係る財政援助措置 (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 ク 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 ケ 障害者支援施設等災害復旧事業	名称の整理

第5章 都市の防災化

基本方針

都市地域において地域地区を定め、土地区画整理事業等による面的整備を行い合理的かつ秩序ある土地利用計画を確立するとともに道路等交通施設、公園緑地等の公共空地、下水道等の都市施設は、火災、風水害等の防災面に重点をおいて都市計画事業を推進する。

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 都市計画	県、市町村、土地区画整理組合等	1(1) 土地区画整理 1(2) 街路の整備 1(3) 公園緑地の整備
第2節 防災街区等整備対策	県	1(1) 災害危険区域の指定 1(2) 宅地造成等の規制
	市町村	2 防火地域、準防火地域の指定
	県、市町村、市街地再開発組合、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社	3(1) 住宅地区改良事業 3(2) 市街地再開発事業
第3節 建築物の不燃化の促進	県、市町村	(1) 建築物の防火規制 (2) 建築物の火災耐力等増強策の促進
第4節 防災空間の整備拡大	県、市町村	(1) 防災対策に資する公園緑地の配置計画 (2) 特別緑地保全地区等の指定 (3) 都市公園の整備
第5節 都市排水対策	市町村	1(1) 公共下水道事業 1(2) 都市下水路事業
第6節 地下空間の浸水対策	地下空間の所有者・管理者・占有者、県、市町村	1(1) 地下空間の実態調査の実施 1(2) 地下空間での豪雨及び洪水に対する危険性の事前の周知、啓発
	市町村	2(1) 浸水被害実績の公表 2(2) 浸水予測区域の公表 2(3) 浸水想定区域内の施設等の公表 2(4) 洪水時の地下空間の管理者への洪水予報等の確かつ迅速な伝達
	地下空間の管理者、市町村	3(1) 避難体制の確立 3(2) 計画の報告 3(3) 計画の公表 3(4) 各組織の連携方策の整備 3(5) 訓練の実施
	県、市町村	4(1) 浸水防止施設設置の促進 4(2) 浸水対策事業の集中的実施

第1節 都市計画

1 県（建設部）、市町村及び土地区画整理組合等における措置

(1) 土地区画整理

市街化区域内の未整理地域において、土地区画整理事業を実施し、道路、公園及び上下水道等を整備して、計画的な市街化を図る。

(2) 街路の整備

都市内道路の整備、拡幅により都市内に空間を与え、火災の延焼を防止し、非常災害時には緊急輸送路及び避難路としての機能を確保する。

(3) 公園緑地の整備

主に市街地の公園緑地の規模と配置の適正化に留意しつつ拡充整備を図る。また施設面で外周部に植栽し緑化を行い、火災の拡大防止及び非常災害時の避難地、被災者の収容地として、災害の防止並びに復旧に対処する。

2 関連調整事項

都市計画は都市改造、土地区画整理、公園、緑地の整備、上下水道の整備等の都市計画事業に基づき火災、風水害対策等の防災面にも重点をおいて土地や水の性状等を十分配慮し計画するよう考慮する。

第2節 防災街区等整備対策

1 県（建設部）における措置

(1) 災害危険区域の指定

地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を知事が指定し、居室を有する建築物の構造等の制限をすることにより、被害の未然防止あるいは軽減を図る。

(2) 宅地造成等の規制

宅地造成工事により、がけ崩れや土砂の流出を生ずる災害のおそれがある区域を知事が指定し、必要な規制を行う。

2 市町村における措置

市町村は、市街地における建築物の不燃化を促進し、火災の危険を防除するため、防火地域及び準防火地域を指定し、必要な規制を行う。

3 県（建設部）、市町村、市街地再開発組合、独立行政法人都市再生機構及び地方住宅供給公社における措置

(1) 住宅地区改良事業

住環境の整備改善をするとともに集团的に改良住宅を建設し、都市における災害の防止を図る。

(2) 市街地再開発事業

都市における災害の防止を図るとともに、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る。

4 関連調整事項

防災街区の整備のみでは都市防災対策は十分目的が達せられないので、他の諸施設の防災対策と関連させ総合的な防災計画を樹立し、大きく都市計画の問題として扱うよう考慮する。

附属資料1「急傾斜地崩壊危険箇所・急傾斜地崩壊危険区域・災害危険区域」

附属資料1「宅地造成工事規制区域」

附属資料1「防火地域・準防火地域」

第3節 建築物の不燃化の促進

県（建設部）及び市町村における措置

(1) 建築物の防火規制

ア 防火地域、準防火地域の指定

市町村は、火災が起きた場合に、その火災を極力他の建築物に及ぼさないように、地域によって集団的な防火に対する規制を行い都市防火の効果を高めることを目的として、建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地の区域を防火地域・準防火地域に指定し、建築物の不燃化を促進し安全な市街地の形成を図るものとする。

附属資料1「防火地域・準防火地域」

イ 建築物の不燃対策

県は、市街地の延焼防止を図るため、防火地域又は準防火地域以外の区域においても、建築物の屋根の不燃対策を図るべき地域として都市計画区域全域を指定している。その区域内における木造建築物等については屋根を不燃材料で葺く等の防火対策をすとも、外壁のうち延焼のおそれのある部分を土塗壁等、延焼防止に有効な構造としなければならないこととしている。

(2) 建築物の火災耐力等増強策の促進

県及び市町村は、建築物自体の耐火・防火について、建築基準法を中心とする各種法令により、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置をとるものとする。

特に、大規模建築物や不特定多数の人が使用する人命に危険性の多い建物は、防火上、避難上の各種の措置の徹底を図っていくものとする。

（建築基準法の防火規制）

ア 不特定多数の使用に供する特殊建築物等は、階数が3以上であるものあるいは規模に応じて、また、一定の数量を超える危険物の貯蔵及び処理の用に供する建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とする。

イ 不特定多数の使用に供する特殊建築物、階数が3以上である建築物、無窓建築物、延べ面積が1,000㎡を超える建築物は、避難階段を設けるなど、避難上又は消火上支障がないようにする。

ウ イに掲げる建築物、火気使用室等は、その壁、天井の室内に面する部分の仕上げを防火上支障がないものとする。

附属資料16「着工建築物構造別床面積」

第4節 防災空間の整備拡大

県（建設部）及び市町村における措置

都市における大震災に対する安全確保のためには、建築物の耐震不燃化とともに、緑地・公園、街路等の防災空間（オープンスペース）を整備することが必要である。

県及び市町村は、防災空間の整備として、緑地の確保、公園、街路等の都市施設の整備を推進し、都市全体の安全性の向上に努める。

(1) 防災対策に資する公園緑地の配置計画

県及び市町村は、「県広域緑地計画」及び「緑の基本計画」に基づき、特別緑地保全地区や緑地保全地域の指定、都市公園の整備を積極的に進めていく。

(2) 特別緑地保全地区等の指定

都市内に残された緑地は、災害時における遮断地帯、緩衝地帯、避難地等として、有効に機

能するものである。また、住民の健康で安全な生活環境を確保するためにも、良好な自然的環境を有する緑地は、特別緑地保全地区等に指定し、積極的に保全していく。

(3) 都市公園の整備

公園は、過去の例が示すように震災時の避難場所、避難路あるいは救援活動の拠点として、防災上重要な役割を持っており、都市公園の量的拡大そのものが、防火帯や避難場所等の防災機能の増大を果たすことになることから、その整備を積極的に推進していく。

今後は、震災時の避難場所、避難路、防災活動拠点として機能するよう、愛・地球博記念公園を始め、県内の都市公園(防災公園)の整備を積極的に推進していく。

附属資料16「都市公園の現況及び整備事業」

第5節 都市排水対策

(略)

第6節 地下空間の浸水対策

(略)

修正

第5章 都市の防災性の向上

基本方針

修正

都市計画のマスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を促進する。

主な機関の措置

第1節から
第4節は
構成修正

区分	機関名	主な措置
第1節 マスタープラン等の策定	県、市町村	(1) 都市計画のマスタープランの策定 (2) 防災街区整備方針の策定
第2節 防災上重要な都市施設の整備	県、市町村	(1) 都市における道路の整備 (2) 都市における公園等の整備
第3節 建築物の不燃化の促進	県、市町村	(1) 防火・準防火地域の指定 (2) 建築物の不燃対策
第4節 市街地の面的な整備・改善	県、市町村、土地 区画整理組合等	(1) 市街地開発事業等の推進 (2) 災害対策等に関する土地利用規制
第5節 都市排水対策	市町村	1(1) 公共下水道事業 1(2) 都市下水道事業
第6節 地下空間の浸水対策	地下空間の所有者・管理者・占有者、県、市町村	1(1) 地下空間の実態調査の実施 1(2) 地下空間での豪雨及び洪水に対する危険性の事前の周知、啓発
	市町村	2(1) 浸水被害実績の公表 2(2) 浸水予測区域の公表 2(3) 浸水想定区域内の施設等の公表 2(4) 洪水時の地下空間の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達
	地下空間の管理者、市町村	3(1) 避難体制の確立 3(2) 計画の報告 3(3) 計画の公表 3(4) 各組織の連携方策の整備 3(5) 訓練の実施
	県、市町村	4(1) 浸水防止施設設置の促進 4(2) 浸水対策事業の集中的実施

第5節
第6節は
現行計画

第1節 マスタープラン等の策定

県（建設部）市町村における措置

(1) 都市計画のマスタープランの策定

新規

都市計画区域マスタープラン及び市町村都市計画マスタープランにおいて、都市の防災性の向上に関する方針等を示すとともに、マスタープラン等に基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備を促進する。

新規

(2) 防災街区整備方針の策定

地域の実情に基づき、必要に応じて防災街区整備方針を策定し、防災再開発促進地区等を定める。

第2節 防災上重要な都市施設の整備

県（建設部）市町村における措置

(1) 都市における道路の整備

第1節1-(2)
拡充

都市内の道路は延焼遮断帯などの都市防災空間を形成するとともに、避難や消防活動、救援活動のための空間を提供する機能を有している。

このため、特に密集市街地内の道路の計画に当たっては、地震等の災害時における避難や延焼遮断帯としての機能、消防や救援のための活動空間を確保することを考慮した配置及び道路構造を検討する。

(2) 都市における公園等の整備

第4節

ほぼ原文通り

第4節(1)

ほぼ原文通り

第4節(3)

ほぼ原文通り

都市における大震災に対する安全性確保のためには、建築物の耐震不燃化とともに、緑地・公園・道路等の防災空間（オープンスペース）を整備することが必要である。

県及び市町村は、県広域緑地計画及び緑の基本計画に基づき、特別緑地保全地区や緑地保全地域の指定、都市公園の整備を積極的に進めていく。

都市公園は、過去の例が示すように震災時の避難場所、避難路あるいは救援活動の拠点として、防災上重要な役割を持っており、都市公園の量的拡大そのものが、防火帯や避難場所等の防災機能の増大を果たすことになることから、その整備を積極的に推進していく。

今後は、震災時の避難場所、避難路、防災活動拠点として機能するよう、愛・地球博記念公園を初め、県内の都市公園（防災公園）の整備を積極的に推進していく。

第4節(2)

原文通り

また、都市内に残された緑地は、災害時における遮断地帯、緩衝地帯、避難地等として、有効に機能するものである。また、住民の健康で安全な生活環境を確保するためにも、良好な自然環境を有する緑地は、特別緑地保全地区等に指定し、積極的に保全していく。

附属資料16「都市公園の現況及び整備事業」

第3節 建築物の不燃化の促進

県（建設部）市町村における措置

(1) 防火・準防火地域の指定

第2節2と

第3節(1)ア

合体

市町村は、市街地における建築物の不燃化を促進し、火災の危険を排除するため、土地利用の実情を踏まえ、防火地域、準防火地域の指定を行い、市街地全体としての防災性能の向上を図る。

(2) 建築物の不燃対策

第3節(1)イ

原文通り

県は、市街地の延焼防止を図るため、防火地域又は準防火地域以外の区域においても、建築物の屋根の不燃対策を図るべき地域として都市計画区域全域を指定している。その区域内における木造建築物等については屋根を不燃材料で葺く等の防火対策をするとともに、外壁のうち延焼のおそれのある部分を土塗壁等、延焼防止に有効な構造としなければならないこととしている。

第3節(2)

表現を適正化

また、県及び市町村は、建築物自体の耐火・防火について、建築基準法を中心とする各種法令により、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置をとるものとする。

特に、大規模建築物や不特定多数の人が使用し、災害時に被害が大きくなるおそれのある建

原文通り

建築物は、防火上・避難上の各種の措置の徹底を図っていくものとする。

(建築基準法の防火規制)

ア 不特定多数の使用に供する特殊建築物等は、階数が3以上であるものあるいは規模に応じて、また、一定の数量を超える危険物の貯蔵及び処理の用に供する建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とする。

イ 不特定多数の使用に供する特殊建築物、階数が3以上である建築物、無窓建築物、延べ面積が1,000m²を超える建築物は、避難階段を設けるなど、避難上・消火上支障がないようにする。

ウ イに掲げる建築物、火気使用室等は、その壁、天井の室内に面する部分の仕上げを防火上支障がないものとする。

附属資料1「防火地域・準防火地域」

附属資料16「着工建築物構造別床面積」

第4節 市街地の面的な整備・改善

県(建設部) 市町村、土地区画整理組合等における措置

(1) 市街地開発事業等の推進

第1節 1-(1)

修正

土地区画整理事業や市街地再開発事業をはじめとする、市街地を面的に整備・改善する事業は、道路・公園等の公共施設が整備されるとともに建築物の不燃化が促進され、延焼遮断機能や避難機能等の防災機能が確保されることにつながり、都市の防災性の向上に資するものである。

第1節 1-(1)

修正

特に老朽化した木造建築物が密集し、都市基盤施設が不足する地区は地震等が発生した場合に大きな被害が予想されるため、土地区画整理事業などの面的整備事業を促進する。

第2節 4

原文通り

防災街区の整備のみでは都市防災対策は十分目的が達せられないので、その他の防災対策と関連させた総合的な防災計画を樹立し、都市計画との関連に配慮する。

(2) 災害対策等に関する土地利用規制

第2節 1-(1)

原文通り

ア 災害危険区域の指定

地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を知事が指定し、居室を有する建築物の構造等の制限をすることにより、被害の未然防止あるいは軽減を図る。

イ 宅地造成等の規制

第2節 1-(2)

原文通り

宅地造成工事により、がけ崩れや土砂の流出を生ずる災害のおそれがある区域を知事が指定し、必要な規制を行う。

附属資料1「急傾斜地崩壊危険箇所・急傾斜地崩壊危険区域・災害危険区域」

附属資料1「宅地造成工事規制区域」

第5節 都市排水対策

以下原文通り

(略)

第6節 地下空間の浸水対策

(略)